

令和7年度第2回江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議

次 第

令和7年10月23日(木)午後2時 開会
オンライン開催

- 1 開会挨拶
- 2 江戸川区からの報告
- 3 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況調査報告書について
- 4 その他
- 5 閉会

《配付資料》

次第・今後のスケジュール（令和7年度第1回推進会議投影資料）

資料4-1 江戸川区男女共同参画推進計画 令和7年度 推進状況調査報告書
(令和6年度実施分)

資料4-2 全庁を対象とした取組の進捗状況

資料5 人権・男女共同参画推進センターにおける取組

資料6-1 議会・審議会・委員会等における女性の登用状況（江戸川区）

資料6-2 審議会・委員会等における女性の登用状況（23区）

資料6-3 令和7年度 附属機関等における女性の登用状況（江戸川区）

資料7 令和6年度 人権・男女共同参画推進講座等一覧

資料8 江戸川区ハラスメント相談支援窓口ポスター

資料9 男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

参考資料1 独立行政法人男女共同参画機構法の成立について

参考資料2 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）を取りまとめました

第2回推進会議補足シート

(案)

江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議 今後のスケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
I 現行の推進計画期間							
①前期（平成29年度～令和3年度）	①前期（平成29年度～令和3年度）				①前期（平成29年度～令和3年度）		
②後期（令和4年度～8年度）		②後期（令和4年度～8年度）			②後期（令和4年度～8年度）		
II 基礎調査（意識調査）の実施					II 基礎調査（意識調査）の実施		
III 次期の推進計画策定					III 次期の推進計画策定		
IV 次期の推進計画期間					IV 次期の推進計画期間		
V 推進会議の活動					V 推進会議の活動		
①中間の実施事業等の見直し	◎				①中間の実施事業等の見直し		
②進捗状況等の評価（現行計画）	H29～R2実施分	R3実施分	R4実施分	R5実施分	R6実施分	R7実施分	R8実施分
③基礎調査の項目等の検討					◎		
④次期推進計画の原案等の検討						◎	

性の平等と多様性を尊重する社会推進会議資料

昨年度からの主な変更点

※最新の情報への更新等は、除いています。

※詳細については、推進会議にてご説明・ご報告いたします。

●資料6－3 附属機関等における女性の登用状況（江戸川区）

○今回より、正副会長における女性の登用状況についても調査しています。

- ・正副会長における女性の登用状況を調査・公表している自治体は少ないようであり、23区での比較はご用意できませんでした。

●資料8 江戸川区ハラスメント相談支援窓口ポスター

○ハラスメントに関する取組を行いましたので、ご報告いたします。

●資料9 男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

○以下の事項について追記しています。

- ・女性活躍推進法の見直し（有効期限の延長及び内容の拡大）
- ・令和7年7月20日参議院議員選挙の当選人及び候補者における女性の比率
- ・「女性版骨太の方針2025」（更新）
- ・新・デジタル人材育成プラン
- ・日本版DBS「中間とりまとめ」案
- ・東京都カスタマー・ハラスメント防止条例及び各団体共通マニュアル

●参考資料

○参考資料として、以下の資料を配付いたします。

- ・独立行政法人男女共同参画機構法に係る説明資料：
　　全国の男女共同参画センターが体系的に取り組んでいくこと等を目的とした法律に関する資料です。
- ・第6次男女共同参画基本計画素案に係る説明資料：
　　国の男女共同参画計画に関する資料です。

江戸川区男女共同参画推進計画
令和7年度 推進状況調査報告書
(令和6年度実施分)

令和7年10月
江戸川区

はじめに

江戸川区は、平成 29 年 3 月に、平成 29 年度から令和 8 年度までを計画期間とする「江戸川区男女共同参画推進計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

計画期間の中間年度にあたる令和 3 年度には、令和 4 年度から令和 8 年度までの後期の実施事業等の見直しを行ったところです。

推進状況調査報告書は、計画に位置づけられている実施事業の進捗状況を把握し、その効果を検証・評価するものです。

今回の報告書は、令和 6 年度の実施事業の進捗状況をまとめたものです。

目次

1 江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ	1
2 江戸川区男女共同参画推進計画の体系図	4
3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書	5
重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち	5
重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち	17
重点目標 3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち	25
4 江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況	41

(1) 担当部署の評価基準

評価基準【担当部署別に取り組む事業】		評価基準【全庁的に取り組む事業】	
A	計画通りできた	5	徹底して実施できていた
B	概ね計画通りにできた	4	ほぼ実施できた
C	あまり計画通りにできなかった	3	概ね実施した
D	実施していない、または廃止した	2	あまり実施していなかった
		1	実施していなかった

(2) 今後の方向性

【区分】

拡充	：今後内容を充実していく事業
継続	：現状の取組を継続していく事業
縮小・見直し	：取組内容の見直しを行う事業
廃止	：廃止する事業

(3) 再掲載の事業について

複数の方向性に関わる事業については、最初の掲載箇所以後は、「再掲」欄に「再掲」と記載して再掲載しています。

(4) 全庁的に取り組む事業について

事業番号 7 「会議等における男女比の配慮」、50 「発行物における表現の配慮」、52 「区施設のバリアフリー化の促進」、107 「ICT を活用した啓発・相談等の実施」については、1 頁から 3 頁の【全庁的に取り組む事業】で掲載しています。

58 「審議会等における区民委員等の参画」については、41 頁「江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況」で掲載しています。

(5) 後期の実施事業等の見直し後に開始・変更した取組について

見直し後に開始することとなった取組については、取組開始年度ごとに新たに事業番号を割り振っています。また、令和 6 年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

1 江戸川区男女共同参画推進計画事業評価まとめ

重点目標1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

【担当部署別に取り組む事業】

令和6年度末時点での進捗評価においては、全体の55.0%(全60事業のうち33事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の38.3%(全60事業のうち23事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援』が100.0%で最も高く、『女性の活躍推進』が69.2%、『男性中心型労働慣行の改善』・『女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進』が66.7%、『事業者等による取組の促進』が60.0%、『多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備』が30.4%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和6年度)				
		A	B	C	D	
(1) 就業における男女共同参画の推進						
① 男性中心型労働慣行の改善	9	6	2	0	1	
② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進	6	4	1	0	1	
③ 女性の活躍推進	13	9	3	0	1	
④ 事業者等による取組の促進	5	3	2	0	0	
(2) ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援						
① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備	23	7	15	1	0	
② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援	4	4	0	0	0	
計	60	33	23	1	3	

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和6年度末時点での評価においては、『会議等における男女比の配慮』については全体の35.1%(全77課のうち27課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性	回答部署	該当なし	進捗評価(令和6年度)				
			5	4	3	2	1
(1) 就業における男女共同参画の推進							
① 男性中心型労働慣行の改善							
7	会議等における男女比の配慮	22	27	17	7	4	0

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

【担当部署別に取り組む事業】

令和6年度末時点での進捗評価においては、全体の35.5%(全31事業のうち11事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の61.3%(全31事業のうち19事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『地域活動における男女共同参画の推進』・『男女共同参画の視点による地域防災力の向上』が50.0%で最も高く、『男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進』が41.7%、『男性にとっての男女共同参画の推進』・『学校等における男女平等に関する教育・学習の推進』が33.3%、『人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進』が14.3%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和6年度)				
		A	B	C	D	
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実						
① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進	12	5	6	0	1	
② 男性にとっての男女共同参画の推進	3	1	2	0	0	
③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進	7	1	6	0	0	
④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進	3	1	2	0	0	
(2) 地域活動への男女共同参画による活性化						
① 地域活動における男女共同参画の推進	4	2	2	0	0	
② 男女共同参画の視点による地域防災力の向上	2	1	1	0	0	
計	31	11	19	0	1	

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和6年度末時点での評価においては、『発行物における表現の配慮』については全体の57.1%(全77課のうち44課)、『区施設のバリアフリー化の促進』については全体の44.2%(全77課のうち34課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性	回答部署	該当なし	進捗評価(令和6年度)				
			5	4	3	2	1
(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実							
③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進							
50 発行物における表現の配慮	77	23	44	6	4	0	0
52 区施設のバリアフリー化の促進	77	37	34	5	1	0	0

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

【担当部署別に取り組む事業】

令和6年度末時点での進捗評価においては、全体の86.2%(全65事業のうち56事業)が「計画通り(または計画以上)に順調に推移している」、全体の10.8%(全65事業のうち7事業)が「概ね計画通り順調に推移している」と評価されています。

各方向性の事業数における「進捗評価A」の割合をみると、『感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築』・『配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実』・『被害者の早期発見・早期対応と自立支援』が100.0%で最も高く、『妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進』が94.4%、『ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援』が92.3%、『複合的な困難を抱えた人の生活支援』が76.9%、『ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進』・『暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発』が66.7%、『若年層に向けた啓発活動の強化』が50.0%となっています。

方向性	事業数	進捗評価(令和6年度)				
		A	B	C	D	
(1) 困難を抱えた人への支援						
①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援	13	12	1	0	0	
②複合的な困難を抱えた人の生活支援	13	10	3	0	0	
(2) 生涯を通じた健康支援						
①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進	18	17	1	0	0	
②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進	6	4	2	0	0	
③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築	2	2	0	0	0	
(3) すべての暴力の根絶						
①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実	4	4	0	0	0	
②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発	3	2	0	1	0	
③被害者の早期発見・早期対応と自立支援	4	4	0	0	0	
④若年層に向けた啓発活動の強化	2	1	0	1	0	
計	65	56	7	2	0	

【全庁的に取り組む事業】

全庁的に取り組む事業の令和6年度末時点での評価においては、『ICTを活用した啓発・相談等の実施』については全体の42.9%(全77課のうち33課)が「徹底して実施できていた」と評価されています。

方向性	回答部署	該当なし	進捗評価(令和6年度)				
			5	4	3	2	1
(2) 生涯を通じた健康支援							
③ 感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築							
107	ICTを活用した啓発・相談等の実施	77	30	33	9	3	0
							2

2 江戸川区男女共同参画推進計画の体系図（後期）

重点目標	課題	方向性
1 仕事と生活の調和し た暮らしやすいまち	(1) 就業における男女共同参画の 推進（女性活躍推進計画）	①男性中心型労働慣行の改善 ②女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進 ③女性の活躍推進 ④事業者等による取組の促進
	(2) ライフステージに応じた ワーク・ライフ・バランスの 支援（女性活躍推進計画）	①多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備 ②子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援
2 男女共同参画の理解 を深め幅広く活躍で きるまち	(1) 男女共同参画の理解促進と 教育の充実 (女性活躍推進計画)	①男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進 ②男性にとっての男女共同参画の推進 ③人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進 ④学校等における男女平等に関する教育・学習の推進
	(2) 地域活動への男女共同参画に よる活性化	①地域活動における男女共同参画の推進 ②男女共同参画の視点による地域防災力の向上
3 男女問わず誰もが尊 重され安心して暮ら せるまち	(1) 困難を抱えた人への支援	①ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援 ②複合的な困難を抱えた人の生活支援
	(2) 生涯を通じた健康支援	①妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進 ②ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進 ③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築
	(3) すべての暴力の根絶 (配偶者暴力防止基本計画)	①配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実 ②暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止の ための啓発 ③被害者の早期発見・早期対応と自立支援 ④若年層に向けた啓発活動の強化

3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題（1）就業における男女共同参画の推進

方向性① 男性中心型労働慣行の改善

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全局的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信（11回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課
2		ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払拭し、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度参加者数：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体等へのチラシ送付等による情報提供を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
3		SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金に対象者を広げて実施し、令和6年度は「江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業」に基づいた対象設備等にかかる経費も対象として継続している。	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	経営支援課
4		社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和6年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課
5		男女共同参画に係る推進会議の運営	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業分野、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	令和4年度より、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」を開催し、江戸川区男女共同参画推進計画に基づく区施策の進捗状況を報告し、意見交換を行っている。 【実施実績】 令和6年度：2回開催	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	毎年度、定期的に推進会議を開催し、区政の推進状況等に対するご意見等を区施策に反映させていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
6		事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期）令和6年度検証より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和6年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）に届かず97.0%であったが、近年の傾向（R4:100%、R5:100%）を見ると、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和6年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であった上に、R4年度以降、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数等が毎年上昇している。そのため、超過勤務の縮減に向けた取組をさらに実施していくことが必要である。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和6年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体の実績と比較し大きく下回っていることから、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。 また、第4期が令和7年度までの計画のため、今年度中に第5期の計画を策定する。	職員課
R3-1		公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	公契約条例第22条第3号に基づく労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の有無を確認している。	A	公契約条例適用案件を受注した全ての事業者からワーク・ライフ・バランス推進の取組を実施しているとの報告を受けている。	継続	引き続き、現在の取組を継続していく。	契約課

方向性② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全般的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度講座等参加者：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
8		ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	平日コースは利用者の動向に合わせてなぎさ健康サポートセンター以外の7所で開催し、実施回数を年間56回から36回に変更。また、午前の枠を設け平日全ての曜日で実施した。一方、休日コースは実施回数を60回から72回に拡大した。	A	休日コースにおいて、満員でお断りするという状況が減った。	継続	引き続き実施し、より参加しやすい内容を検討していく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
9		区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアアップ研修を希望制で年1回実施した。 受講者数：14名	B	キャリアアップ研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進に取り組む。	職員課

方向性③ 女性の活躍推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（11回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和6年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課
6	再掲	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋 【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。 【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。 【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。	B	特定事業主行動計画（第4期）令和6年度検証より抜粋 【男性職員の育児支援】 令和6年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）に届かず97.0%であったが、近年の傾向（R4:100%、R5:100%）を見ると、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。 【超過勤務の縮減】 令和6年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であった上に、R4年度以降、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数等が毎年上昇している。そのため、超過勤務の縮減に向けた取組をさらに実施していくことが必要である。 【年次有給休暇の取得促進】 令和6年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体の実績と比較し大きく下回っていることから、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。 また、第4期が令和7年度までの計画のため、今年度中に第5期の計画を策定する。	職員課
9	再掲	区職員の能力開発（研修）	キャリアアップ研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアアップ研修を希望制で年1回実施した。 受講者数：14名	B	キャリアアップ研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進に取り組む。	職員課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
10		創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	・平成16年度から「えどがわ起業家ゼミナール」を実施。令和6年度の受講者数は45名。そのうち22名は女性。 ・令和2年度より創業促進助成事業を実施。令和6年度は、4名（件）に交付決定をした。そのうち2名は女性。	B	創業前の支援である起業家ゼミナールは、修了生の約半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例も見られる。 創業時、もしくは創業後間もない時期の支援である創業促進助成事業においても交付決定をした半数は女性である。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	経営支援課
11		女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。 【実施実績】 ・R6:講座等参加者計193人（4回実施）	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	地域振興課
12		就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共に後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R6（1086人）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13		ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R6（1372人/544人）	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14		ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R6（895人）	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R6（895人）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関するカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
15		公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。 【昇任選考】 平成29年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。	A	【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。 【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。	継続	【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。 【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育休取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。	職員課
16		区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（76名中17名）、R5年度22%（76名中17名）、R6年度22%（89名中20名）と横ばいで推移しているが、実人数としては増加している。	A	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 『目標』 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 『取組内容』 （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。 また、管理職昇任につながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進めること。	職員課

方向性④ 事業者等による取組の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度講座等参加者：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
3	再掲	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。 融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）、R6年度（8）	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金に対象者を広げて実施し、令和6年度は「江戸川区物価高騰対策省エネ設備等投資支援事業」に基づいた対象設備等にかかる経費も対象として継続している。	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	経営支援課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和6年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	契約課
16	再掲	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（76名中17名）、R5年度22%（76名中17名）、R6年度22%（89名中20名）と横ばいで推移しているが、実人数としては増加している。	A	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 «目標» 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 «取組内容» (1) 管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 (2) 能力等に応じた登用 日々の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。 また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。	職員課
17		長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育休者へ補助金の交付を行った。 ＜令和6年度実績＞ 認定事業者件数：1社 育休取得者数：3名	2歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育休者へ補助金の交付を行った。	B	現状：新規認定事業者が減少している。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく	子育て支援課

課題（2）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援

方向性① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
17	再掲	長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	2歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育休者へ補助金の交付を行った。 ＜令和6年度実績＞ 認定事業者件数：1社 育休取得者数：3名	B	現状：新規認定事業者が減少している。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく	子育て支援課
18		保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	令和5年度より開始した給食の無償提供について、令和6年度より、15か月以上（高月齢）の受託児向けの離乳食提供を開始した。また、5年度に引き続き、多子世帯の負担軽減として第2子以降の保育料無償化を実施した。	A	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。	継続	需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。	保育課
19		保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。 実績 ・認可保育所2園（うち、1園は既存園の定員拡大） ・認定こども園1園（幼稚園からの移行）	A	令和7年度も本区の待機児童数はゼロであったが、本区の保育サービス利用率は他区市町村と比較し、低い状況であり、潜在的な保育ニーズにも対応していく必要がある。	拡充	多様な保育ニーズや女性の社会進出に対応できるよう、新たな保育施設の整備や幼稚園の認定こども園への移行等引き続き保育の受け皿の確保を進めていく。	子育て支援課
20		私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後になんかに園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	B	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内36園ある私立幼稚園のうち、22園が実施している。それ以外の14園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行っていく。	子育て支援課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設138園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	A	現状：「実施した取組み内容」のとおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの変動	継続	ニーズ変動の動向を見据えていく。	子育て支援課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後も対応していくことが必要である。	A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後も対応していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
22		一時保育 (私立保育園・ベビーシッター利用支援)	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもを一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	【私立保育園】 私立保育園9園で実施。区の補助事業を実施している。 【ベビーシッター利用支援】 就学前の子どもの一時保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターを利用した場合の利用料の補助を行った。 事業内容の実績（利用児童数） R3(119)、R4(874)、R5(1,343)、R6(1,697) ※R4.1.17より、事業開始	B	【私立保育園】 現状：事業実施園を拡充したいが、一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。ただ、令和8年度から国制度に合わせて誰でも通園制度が開始されるので、双方のニーズに合わせて検討していく必要がある 課題：上記保育士確保 【ベビーシッター利用支援】 事業の認知拡大により、利用者数が増加した。	継続	【私立保育園】 既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促していく。 【ベビーシッター利用支援】 引き続き、区HP、チラシ等の配布等により事業の周知を行うとともに、分かりやすい利用案内をするよう努めていく。	子育て支援課
23		緊急一時保育（区立保育園）	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	A	男性が積極的に育児のための休暇を取得し、緊急時についても保育が可能な機会が増えている傾向にある。ただ、急な入院等で子どもの預け先が必要なケースは多く、相談者の希望を可能な限り受け入れ保育園と調整していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担うため保育園と連携していく。	保育課
24		子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	区内3施設と4つの協力家庭で子どもショートステイ事業を実施。また、区内1施設で子どもトワイライトステイ事業を実施。子どもショートステイ事業利用実績（1582日）、子どもトワイライトステイ事業利用実績（221日）。	B	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	更なる利用促進を図るため、令和5年度に利用上限日数の見直し、生活困窮世帯の利用料減免対象の拡大、減免後の利用料を見直した。 また、令和6年度にはわんぱく乳児院に専任職員を配置することにより、個に応じた対応が必要な児童の受け入れ態勢を整備し、柔軟かつ安定的な受け入れを推進した。	児童相談所 相談課
25		ショートサポート保育 (区立幼稚園)	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績： R2(1,291)、R3(1,460)、R4(1,398)、R5(1,703)、R6(1,228)	B	現状：保育を必要とする在園児の家庭が他の保育施設を探す手間なく子どもを預けることができた。 課題：園児数が減少しているため、利用者は減少しているが、利用上限(月12回)近くまで利用する保護者も少なからずいるため、利用上限の扱いが今後の課題といえる。	継続	保育を必要とする在園児に対し、教育時間外に保育活動を引き続き行っていく。また、保護者の就労等を後押しし、区民生活の充実を図るため、利用上限回数の撤廃を検討していく。	学務課
26		病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を、医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行った。実施施設には区で補助を実施した。令和6年4月より1施設を新規開設し、江戸川区内各事業所圏域ごとに1施設を配備することができた。また、新規開設した1施設で利用定員を6名から9名に拡充した。 実績(利用人数) H30、(2,051)、H31 (1,954)、R2 (577)、R3(1,520)、R4(1,955)、R5(2,982)、R6 (4,232)	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を、医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行った。実施施設には区で補助を実施した。令和6年4月より1施設を新規開設し、江戸川区内各事業所圏域ごとに1施設を配備することができた。また、新規開設した1施設で利用定員を6名から9名に拡充した。 実績(利用人数) H30、(2,051)、H31 (1,954)、R2 (577)、R3(1,520)、R4(1,955)、R5(2,982)、R6 (4,232)	B	事業に係る保育料の無償化や利用定員の拡充により、利用者数は新型コロナウイルス感染拡大前を超えて過去最多となった昨年度を上回った。病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助となっている。 課題：既存5施設における利用者数の減少	拡充	今後需要の拡大が見込まれる船堀地区での整備を進め、令和8年4月より実施施設を1施設追加。また、中央地区実施施設にて実施している送迎対応の周知を強化し、利用者数を拡大していく。	子育て支援課
28		ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協力会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育ての手助けが必要な依頼会員と子育ての手助けが可能な協力会員の双方をつなげるためのマッチング業務を実施。ファミリーサポート事業利用実績（4009回）、入会説明会実施（協力会員20回、依頼会員12回）、スキルアップ講習等実施（13回）。	B	現状：依頼件数に対するマッチング率は全体で70.8%であり、概ね子育ての支援のニーズに応えることができている。 課題：地区ごとの協力会員の人数差。	継続	協力会員確保に向けて、あらゆる機会を捉えて周知を行う。	児童相談所 相談課
29		すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を含め、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時までに延長した。	学童クラブの平日19時までの実施時間延長および、学校休業日の午前8時開所について、令和6年度も継続して実施した。	A	現状：令和5年度夏休みより、すくすくスクール学童クラブ登録において参加時間前倒しを行うことにより、児童の健やかな成長を図るとともに、保護者の就労を支援することとした。	継続	すくすくスクール学童クラブにおける開始時間前倒しについては引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
30		子どもに関する総合相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付ける	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談に応じる。また、保護者の病気、死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や虐待に関する相談・通告に対応する。 相談件数： R2 (5,204)、R3 (4,882)、R4 (4,955)、R5 (5,893)、R6 (6,122)	B	現状：2年度に児童相談所開設。相談窓口の一元化を図り、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題：適切な相談対応ができるように職員の更なるスキルアップが必要である。	継続	専門職の配置を恒常的にしていく。また、各種研修受講でのスキルアップを図る。	児童相談所相談課
31		子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通した交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。 実績（利用人数） H31 (245,305)、R2 (154,076)、R3 (174,991)、R4 (202,021)、 R5 (245,489)、R6 (245,556)	B	現状：講座やイベントを実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、親子に寄り添った対応を心がけ、子育てに関する相談を随時行っている。 課題：新規利用者を増やすための周知方法の工夫	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
32		親子ひろば あいひあい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれあえる場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話会） ・利用者実績： R2(1,050)、R3(923)、R4(1,330)、R5(1,642)、R6(1,489)	B	現状：未就園児が遊ぶ場の提供と育児相談を受けて、育児を通して地域社会とつながりを持つ機会を設けた。 課題：本事業への参加者数は、コロナ禍で大幅に減少した後、回復しているが、コロナ禍以前（H31(10,133人)）ほどには回復できていない。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課
33		地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 さらには区が主催する社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」（重層的支援体制整備事業において関係機関との情報共有について本人同意が得られないケース）に出席した。 相談件数：8,538件 来所者数：60,414人 地域支援会議開催数：13回 支援会議出席回数：4回	A	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	引き続きなごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業をとおして、区民に対して必要な支援を行っていく。	福祉推進課
34		熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなど連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に一度、担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、業務を整理、簡素化している。また、熟年相談室で日々使用の記録媒体等細かな業務についても、熟年相談室内で簡素化できているところの情報提供を行っていく。	介護保険課
35		多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげることにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	【相談窓口の充実】（相談係） 介護に係る相談を受け付け、必要なサービスを案内し利用につなげた。相談実績：相談者延人数8,955人、相談件数11,351件（介護ホットライン43件を含む）。 紙おむつ支給等の区独自の熟年者事業についても、必要な方に案内し申請を受け付けた。 【施設介護サービス基盤整備】（指導係） ・地域密着型サービス事業者の公募を実施した。 ・公募への応募が少なく、偏在している小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、偏在の解消と公募への応募を促進するため、未整備圏域への整備係る区独自の運営費補助を実施した。	B	【相談窓口の充実】 介護に係る相談及び独自事業の案内・申請受付を通し、相談者や家族の安定した生活の維持を図ってきた。 介護に関心を持たない方は、相談先を知らない場合がある。介護が必要になる前から、相談窓口の存在を知らせる必要がある。 【施設介護サービス基盤整備】 公募を実施した結果、相談は数件あったが条件に合わず応募には至らなかった。	継続	【相談窓口の充実】 熟年相談室、健康サポートセンター、なごみの家等、身近な場所に相談窓口があることを、ホームページや広報、回覧板等を活用し幅広く周知していく。 【施設介護サービス基盤整備】 引き続き公募を実施し、第9期介護保険事業計画に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。	介護保険課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
36		介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	認知症になんて安心して暮らせるまちづくりを目的に、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を多数養成していった。 認知症サポーター養成講座開催数及び参加人数：97回／2,328名	B	令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、令和7年3月には「東京都認知症施策推進計画」が策定された。これにより、小・中学生等の若年層のほか、区内の企業等も含めて、幅広い年齢層・職種に「新しい認知症観」に立った認知症の理解や普及啓発をより推進していく必要がある。	継続	夏休みやアルツハイマー月間などを通じて、小学生向け認知症サポーター養成講座を実施していく。中学生向けのものも技術・家庭部会を通じて継続に努める。また、「介護の講演・相談会」などのイベントを通じて幅広い年代に向けた普及啓発を図る。	介護保険課
37		介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等について紹介していく、生活面・技術的な面について負担の軽減を図っていった。また、専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図っていった。 介護者交流会開催実績及び参加人数：108回／754人	B	介護による離職防止のための交流会を各熟年相談室で年1回開催を計画したが、参加者が働く世代の為集客に苦難した。しかし、相談受付時に介護者への就労状況等の聞き取りや必要に応じて案内もしている。そのうえで、介護者同士の交流機会を増やすために、ケアマネジャーにも周知し、家族介護者にも伝わるよう周知する。	継続	区ホームページや区報、にて幅広い周知を図る。予防教室等教室・研修等でも周知し、認知度向上に努める。	介護保険課
38		介護離職をなくそうプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	講演会の開催、及びチラシ・区ホームページ等を活用し、区民に対して介護休業制度の普及啓発及び相談窓口の周知を図った。 区内企業に対し、説明会やチラシ配布を実施し、仕事と介護の両立の重要性について周知した。 区職員に対して、介護者支援スキルの向上を目指した研修（e-ラーニング）を実施した。	B	働きながら介護している人への支援は、介護保険サービスの利用や相談受付以外にも、企業に対する周知や働きかけも重要である。関係機関同士が連携を図りながら取り組む必要がある。	縮小・見直し	育児介護休業法の改正により、事業主に対し、雇用環境の整備や労働者に対する介護休業制度等の個別の周知・意向確認が義務化された。このことを受けて、講演会等の開催による周知・普及活動は終了する。 引き続き窓口等での相談支援事業は継続します。	介護保険課
40		重症心身障害児（者）等在宅レスパイ	ト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	C	サービス申請の相談の際に、適宜オンライン申請の手法があること申請者やその保護者等に伝え、子育て中や就労中の方でも申請がしやすいようにした。	継続	引き続き、オンライン申請の案内を継続し、子育て中や就労中でも申請がしやすいようにしていく。	障害者福祉課

方向性② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
11	再掲	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。 【実施実績】 ・R6:講座等参加者計193人（4回実施）	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	地域振興課
12	再掲	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の選び方、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共に、後援で就職面接会やセミナーを開催。 年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R6（1086人）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13	再掲	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R6（1372人/544人）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14	再掲	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年者に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコンの個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R6（895人）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関してのカウンセリングや就労のためのパソコン教室、職業の適正診断を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題（1）男女共同参画の理解促進と教育の充実

方向性① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（3回）区ホームページ（46コンテンツ）SNSへの掲載（延べ38件）区民ニュース（1回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信（11回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	実施なし	D	第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	農業ニュースや農地確認に伴う農家訪問の際に女性農業委員就任の周知を行い、次回（令和8年7月）改選時の女性委員登用の拡大（1名から4名へ）を図る。	産業振興課
41		男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	・国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、講座等の開催時や啓発展示の際に配布 ・人権・男女共同参画推進センターに各種啓発ポスターを掲示 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信（11回）	A	現状：国や都の啓発冊子等は、不足しないよう在庫管理し、必要に応じて請求している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	・啓発冊子等の配布を継続しながら、SNS等での情報発信にも注力していく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
42		男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	・男女共同参画情報誌を3号（各号3,500部）発行 ・イベント時の配布や区内各施設等への配架を行っており、発行時にSNSにて周知している	A	現状：情報誌には男女共同参画に関する特集記事等を掲載している。 区のホームページにPDF版を掲載し、誰でも閲覧できるようにしている。	継続	・紙媒体での発行及び区のホームページへの掲載を継続する。 ・発行時、SNS等にて紙媒体配置場所及び電子媒体掲載場所を案内する。	人権・男女共同参画推進センター
43		男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度参加者数：286名（講師：社会学者 上野千鶴子氏）	A	現状：例年定員200名程度で開催しており、概ね好評に実施してきた。 課題：より多くの区民に男女共同参画の理解促進を行う方法が課題である。	継続	・直接来場せざとも参加できるよう、オンライン同時配信を継続するとともに、可能な限りアーカイブ配信等を実施する。 ・十分な周知期間を確保するとともに、区のあらゆる広報媒体を活用し、講師の保有するSNSアカウント等での広報を依頼する等して、幅広い層への周知を実施する。	人権・男女共同参画推進センター

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けて、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取り組み課題。	継続	・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを發揮しながら安心して楽しく生活していくよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校）	B	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性を有する児童・生徒への適切な対応	教育指導課
45		人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和5・6年度 江戸川小学校 研究主題「自他を大切にし、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。 なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発している。	継続	令和7・8年度から小松川第二中学校が人権尊重教育推進校として研究を進めていく。	教育指導課
46		人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るために、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	113号「明治大学博物館」視察の様子 114号「プライドハウス東京レガシー」視察の様子 115号「人権尊重教育推進校（江戸川小学校）」研究発表の様子	B	令和5年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワーク等で学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課
47		教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	・人権教育研修の実施 その中で、人権課題「アイヌ」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施した。 ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（熊本県）	B	人権教育研修では、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題について講義し、男女共同参画を含めた様々な人権課題についての理解を深める機会としている。	継続	・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 ・令和7年度は、人権課題「同和問題」をテーマに、フィールドワーク研修を実施していく。 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（大阪府）	教育指導課
48		SDGsを通じた男女共同参画の考え方などの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	令和6年9月25日～12月9日の期間を、SDGs Season in EDOGAWA（SDGsシーズン）とし、SDGsに関するイベントを集中的に開催。特設ホームページでは、男女共同参画に関するイベントの周知を実施した。	B	男女平等参画について区のホームページやSDGs推進センター公式SNSで継続的に情報発信を行う必要がある。	継続	男女共同参画に関する事業を積極的にSNS等で発信する。また、SDGsシーズンの期間に開催するSDGsフェスにおいて、「SDGsえどがわ10の行動」の行動3「家事や育児、介護に家族みんなで参加しよう」や行動6「一人ひとりの多様性への理解を深め、交流の機会を増やそう」に関連するブースを開催するなど、直接区民に働きかけできる機会を活用していきたい。	ともに生きるまち推進課

方向性② 男性にとっての男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）， B（概ね計画通りにできた）， C（あまり計画通りにできなかった）， D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和6年度講座等参加者：計46名（2回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
44	再掲	児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るために男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取り組み課題。	継続	・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを發揮しながら安心して楽しく生活していくよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44	再掲	児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るために男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性を有する児童・生徒への適切な対応	教育指導課

方向性③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取り組み課題。	継続	・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを發揮しながら安心して楽しく生活していくよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性を有する児童・生徒への適切な対応	教育指導課
45	再掲	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることであらゆる偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和5・6年度 江戸川小学校 研究主題「自他を大切にし、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。 なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発している。	継続	令和7・8年度から小松川第二中学校が人権尊重教育推進校として研究を進めていく。	教育指導課
46	再掲	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	113号「明治大学博物館」視察の様子 114号「プライドハウス東京レガシー」視察の様子 115号「人権尊重教育推進校（江戸川小学校）」研究発表の様子	B	令和5年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワーク等で学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課
47	再掲	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	・人権教育研修の実施 その中で、人権課題「アイヌ」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施した。 ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（熊本県）	B	人権教育研修では、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題について講義し、男女共同参画を含めた様々な人権課題についての理解を深める機会としている。	継続	・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 ・令和7年度は、人権課題「同和問題」をテーマに、フィールドワーク研修を実施していく。 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（大阪府）	教育指導課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
49		人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	<p>【イベント・展示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間行事「講演と映画のつどい」（区民・職員向け）【参加者実績】331名（会場限定） ・拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い-奪還-」（政府拉致問題対策本部、東京都と共に）【参加者実績】973名 ・「人権週間」に合わせた、人権擁護委員の学校啓発活動の成果の展示・各相談機関リーフレット等の配布 <p>【広報えどがわへの啓発記事の掲載】（約20万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。）</p> <p>【掲載実績】5/1号憲法週間、5/15号多様な性にYESの日、6/1号人権擁護委員の日、6/15号世界難民の日、8/15号こどもの人権110番強化週間、11/15号犯罪被害者週間、12/1号人権週間、12/1号北朝鮮人権侵害問題啓発週間</p> <p>【タワーホール船堀ライトアップ】</p> <p>多様な性にYESの日レインボーライトアップ（5/17～5/23）、世界難民の日ブルーライトアップ（6/20）北朝鮮人権侵害問題啓発週間ブルーライトアップ（12/10～12/16）</p> <p>【性的マイノリティ関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4.1～）【交付実績】R6年度末時点 48組 ・東京都パートナーシップ宣誓制度との連携協定・覚書締結（R4.11.1～） ・e-ラーニング「多様な性を考える」の実施（R6.8） 全職員対象 <p>【人権相談】</p> <p>法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員（13名）による毎月1回の人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。</p> <p>【相談実績】R6年度2件</p>	A	<p>【現状】</p> <p>「講演と映画のつどい」、拉致問題啓発舞台劇、広報えどがわへの記事掲載、タワーホール船堀のレインボーライトアップ、啓発展示などを実施して、より多くの区民への啓発となるよう取り組んでいる。</p> <p>同性パートナー関係申出書受領証については、R4.11から東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、連携協定・覚書を締結し、サービスの利便性向上に努めている。</p> <p>【課題】</p> <p>より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。</p>	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区Facebook、X（旧ツイッター）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。 ・「講演と映画のつどい」について、時流に沿った人権課題の講師、テーマを検討する。また、SNS等を活用した広報を行い、参加者数を会場定員500名の60%を維持する。 	人権・男女共同参画推進センター
51		性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 松江第四中学校、清新第二中学校、南葛西第二中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招いた「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にする心を養うことができ、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	「性教育の授業」講師派遣事業について、令和7年度は2校の中学校で実施予定（小松川中学校、二之江中学校）	教育指導課

方向性④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

評価内訳： A（計画通りできた）， B（概ね計画通りにできた）， C（あまり計画通りにできなかった）， D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進に努める。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けて、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・行事等を通して掲示等でわかりやすく掲示したり普及活動を実施し、家族も含めて子どもの人権や権利を理解できるように努めた。 ・障害や発達に特性をもった当事者（子ども）への理解促進が引き続きの取り組み課題。	継続	・子どもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを發揮しながら安心して楽しく生活していくよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもった子どもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（西一之江小学校、大杉第二小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（下小岩小学校、清新第一小学校、鹿本小学校、南葛西小学校、大杉東小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第五中学校、東葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎第二中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性をもつた児童・生徒への適切な対応	教育指導課
53		デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	委託事業者による学校等でのデートDV防止講座を実施している。 【実施実績】 R6：参加者数計617名（区立中学校3校及び共育プラザ1館で実施）	A	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣している。 アンケートでは、受講者の6割以上が「デートDVを知らなかつた」という回答だが、「受講して何か行動に移せることが見つかった」という回答が6割以上あり、一定の効果が認められる。	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、出張講座の周知を展開する。	人権・男女共同参画推進センター

課題（2）地域活動への男女共同参画による活性化

方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方針	今後の具体的な取組	担当課
54		町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課
55		アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシ、ポスター、ホームページやインスタグラムにより、新たにボランティアの募集を行った。 また、ボランティアの育成を目的として講習会を実施した。	B	現状：ボランティアの登録者数は、毎年増加している。 課題：高齢化により活動が縮小、休止する団体がいる。	継続	今後もボランティア活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めると共に、「みんなのこうえん」として身近な公園での清掃やコミュニティづくり等、地域活動に参画しやすくなるまちづくりを推進していく。	水とみどりの課
56		環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。環境をよくする絵画コンクールにデジタル部門を新設し、インターネット上で応募できる環境を構築した。 【美化運動（春・秋）参加人数】 H31：50,933人、R2：7,961人、R3：16,293人、 R4：24,585人、R5：31,095人、R6：37,812人 【環境をよくする絵画コンクール】 H31：8,158件、R2：5,797件、R3：6,793件、 R4：6,013件、R5：5,332件、R6：4,909件	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課
57		安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会等の地域団体によるパトロールへの支援や「自転車盗ゼロ作戦」「安全安心まちづくり大会」などの啓発行事の開催、防犯活動に取り組む地域団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行うことで、安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。	B	現在、パトロールを行う地域団体への物品支給や各種啓発行事の開催、防犯カメラ設置支援など地域団体へ参画できる機会を提供している。今後、若い世代のよう幅広い年代にも参加を推進していくかが課題である。また、防犯カメラ未設置地区に対して、如何にして設置推進していくか協議していく。	継続	安全・安心なまちづくりを推進し、引き続き誰もが参画できる機会を提供していくために、パトロールを行う団体への物品支給や各種啓発行事の開催・内容の充実、防犯カメラ設置に関する支援や働きかけを継続していく。	地域防犯防災課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性② 男女共同参画の視点による地域防災力の向上

評価内訳： A（計画通りできた）， B（概ね計画通りにできた）， C（あまり計画通りにできなかった）， D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
59		地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの警備などについて協議が進んだ。避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。また避難所に女性に配慮した備蓄物資を配備した。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、課題を洗い出していく。女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。	継続	生理用品の配付方法や洗濯など、まだ協議すべき課題はあり男女別更衣室や授乳室等の配置について、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防犯防災課
60		地域防災計画の改定・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改定に取り組む。	男女共同参画に基づき、令和4年度に江戸川区防災会議条例を改正し、第6号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験者）を14名増員し、87名中21名が女性委員となった。	A	防災対策において女性や男女共同参画の視点を取り入れる取組みは進行している。今後に関しては引き続きこの取組みを継続する事で「当たり前」の事を当たり前と捉えていく環境作りを構築することが大事である。	継続	・地域防災計画(令和7年度修正)において、災害対策における女性の参画推進が重要である旨を記載している。 ・令和4年度に初めて「えどがわ防災女性ミーティング」を開催し、災害時における女性の意見や課題等を集約し議論を行った。令和7年度においても引き続き実施予定である。	防災危機管理課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題（1）困難を抱えた人への支援

方向性① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
61		ひとり親家庭総合相談事業 【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 相談延べ数：R6（607）	A	現状：ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。 相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働く時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題：相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	引き続き、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員がきめ細かく相談・支援を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター
62		母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数：R6（2,580）	A	現状：ひとり親家庭は、経済的な困難を抱える世帯が多いため、母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題：本貸付制度や給付金制度についての周知。また、本貸付制度以前に、高校・大学の無償化制度を知らない相談者も多いため、包括的な事業案内及び自立に向けた相談・指導が必要。	継続	引き続き、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。 また、必要に応じて他制度の事業案内も並行して行う。	人権・男女共同参画推進センター
63		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うための取り組みを実施。 登録世帯：R6（6） 利用日数：R6（4） 利用時間：R6（24）	B	現状：事業者との調整（マッチング等）が付かず、利用者が希望する時間に派遣できない場合がある。 課題：安定した事業運営ができるよう、協定先の事業者の新規開拓。	継続	病気やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、引き続き、ホームヘルパーを派遣していく。 区内で事業を行っている事業者にアポイントを取り、事業への協力を依頼する。	人権・男女共同参画推進センター
64		母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	【施設】 母子世帯が安心して暮らせるよう設備の維持修繕を行うとともに、新しく共同浴室を設置をした。 【支援】 母子世帯の自立促進のため、就労・生活・子育て等の相談・助言を行い、精神の安定と経済的な自立に向けた支援を行った。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内：R6(6世帯) 広域：R6(2世帯) ※3月31日現在	A	【施設】 現状：施設が時代に沿わない古い設備であるため、入所者に負担を強いている部分がある。 課題：施設の老朽化が進んでいるので、多様化するニーズに対応できる設備と機能強化が必要である。 【支援】 現状：様々な課題を抱える母子世帯に対して自立に向けた支援を行った結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。また、近年は東京都の住宅施策である都営住宅への当選率が上がったことを要因とした退所世帯数が増えている。 課題：DV被害や児童虐待など母子世帯を取り巻く課題が複雑化してきている。社会状況の変化に対応した支援が求められている。	継続	【施設】 他自治体の施設を研究するなどし、多様化するニーズへの対応に必要な機能強化の方策を検討していく。 【支援】 様々な困難な課題を持つ母子世帯を支援していくため、関係機関と情報共有し支援方針について連携していく。チラシ等を関係機関に配布し、施設の周知に努める。	人権・男女共同参画推進センター 児童家庭課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
65		児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成を支給。年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】R6 (4,141) 【児童育成手当】R6 (5,757) 【ひとり親家庭等医療費助成】R6 (3,833)	A	現状：手当等の支給により、ひとり親家庭の自立促進、家庭生活の安定・向上が図られている。 課題：ひとり親家庭が抱える課題に対し、手当以外の必要な支援に繋げる。	継続	児童扶養手当の申請に来庁された方や、受給中の方に対して、ひとり親相談室や就労相談窓口等を案内する取組みを継続することで、ひとり親家庭の課題の早期解決を支援する。	児童家庭課
66		母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。 貸付件数：R6 (9)	A	現状：母子家庭は、経済的な困難を抱える世帯が多く、学費の支払などまとまった支出に備えた貯蓄が困難。一時的な支出で生活資金が不足した方を対象に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。最近は、中学・高校入学時の制服等を購入することにより一時的に困窮するといった相談が多い。 課題：貸付の翌月から返済が始まるため、生活収支の策定・見直し等の支援が必要。特に、給与収入の減少については今後も同様に起こり得る可能性があるため、生活収支を見直したうえで貯蓄できるよう支援を行う。	継続	生活資金が一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。	人権・男女共同参画推進センター
67		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために6か月以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。 給付件数：R6 (18)	A	現状：ひとり親家庭は、子育てとの両立のためパート等で働いている場合が多く、他世帯より年間収入が低い世帯が多い。就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を通じて経済的な自立促進を図っている。 課題：将来の展望がはっきりしていないが、とりあえず何から資格取得をしたいといった相談も多いため、キャリア設計から支援する。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上に構築したナビゲーションシステムを活用し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	人権・男女共同参画推進センター
68		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数：R6 (5)	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上に構築したナビゲーションシステムを活用し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	人権・男女共同参画推進センター
69		ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数：R6 (2)	A	現状：支援対象は2件であった。 課題：利用者は減少傾向にあるものの、現在も利用者がいるため、引き続き実施する。	継続	引き続き、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
71		助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となつた。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	区内の中学校3年生に対し、国、都、他機関の助成・奨学金制度について記載したリーフレットを配布した。	A	単純作業（封詰めや印刷、紙折り等）が多く、時間がかかる。	継続	単純作業については、オフィスサポートへの依頼を検討する。	教育推進課
72		入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し、区民へ広く周知。 融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 【令和6年度実績】 あっせん件数：69件 融資実行件数：40件（前年度より10件減）	A	現状としては、左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課
73		木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	奨学生（前期分18万円×13名・後期分17万円×14名）に対し修学金472万円を支給し、また新規採用者2名に対し入学資金を40万円支給した。	A	他の制度の拡充により、木全・手嶋育英資金の申し込み者が減少している。	縮小・見直し	国の修学支援制度の動向を注視しながら、区が担うべき奨学金のあり方について研究していく。	教育推進課
R3-2		みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労プラン等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援	【相談】 働く意欲はあるものの、就労に結びついていない方に対して職業相談を実施。 «会員数»507名 【就労機会の提供】 職業紹介事業、労働者派遣事業、請負事業により就労機会を提供。 «就労者数»130名 【就労の場の創出】 新たな就労の場確保のため、みんなの就労センター自主事業としてビール販売を開始。就労困難者を雇用し、サーブ業務や接客業務に従事することで、実践的な就労経験を積む機会を提供した。 «出店回数» 4回 «雇用者数» 5人	A	・ホームページを通じた情報発信は行っているが、会員や企業の声を十分に反映できていない ・超短時間就労など、より柔軟な労働条件による就労の場が少ない	継続	・ホームページを改良し、会員や企業から寄せられた声やセンターの活動内容を反映したコンテンツを充実させることで、より見やすく、必要な情報を的確に届ける。 ・自主事業を拡大し、より多くの会員が携われる就労機会を創出する。	福祉推進課

方向性② 複合的な困難を抱えた人の生活支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
33	再掲	地域共生社会構築の拠点 「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 さらには区が主催する社会福祉法第106条の6に基づく「支援会議」（重層的支援体制整備事業において関係機関との情報共有について本人同意が得られないケース）に出席した。 相談件数：8,538件 来所者数：60,414人 地域支援会議開催数：13回 支援会議出席回数：4回	A	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	引き続きなごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業をとおして、区民に対して必要な支援を行っていく。	福祉推進課
34	再掲	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に一度、担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、業務を整理、簡素化している。また、熟年相談室で日々使用の記録媒体等細かな業務についても、熟年相談室内で簡素化できているところの情報提供を行っていく。	介護保険課
74		人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵犯問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談委員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。※グリーンパレス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパレス区民相談室 【行政相談実績】 令和6年度4件 【人権相談実績】 令和6年度2件	A	現状：相談内容に応じて必要な助言や関係機関（行政評価事務所、東京法務局）との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課 人権・男女共同参画推進センター
75		生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や再建を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績（件数）：R6（30）	A	左記「令和6年度に実施した取組内容」とおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や再建を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じた案内を行いながら貸付を実施し、生活の維持や再建を図る。	地域振興課
76		母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29（132）、H30（133）、H31（116）、R2（103）、R3（117）、R4（122）、R5（106）、R6（125） 身体障害のある18歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29（155）、H30（154）、H31（219）、R2（190）、R3（148）、R4（90）、R5（80）、R6（67）	A	申請（審査あり）に基づき、必要な医療給付を行っている。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
77		大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。	夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 R6：オンライン法律相談を実施（6件） 相談実績：大人のなんでも相談R6（2,560）、法律相談（321）	A	現状：「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確に対応し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題：離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	今後も、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介していく。	人権・男女共同参画推進センター
78		次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されることなく将来に向けて生活の安定を図る。	不登校やひきこもりの状態にある児童生徒や高校進学を控えた生徒とその保護者を対象に、支援チームによる日常生活支援、学習支援を行い、不登校・ひきこもりの改善、進学への動機づけ、学力向上を図り、将来の自立へつなげた。	A	本取組は学習上の課題を抱える子どもを対象としているが、生活援護各課では中高生全体を対象とする支援プログラムを実施している。 中学生を対象とする「高校進学プログラム」では、学習環境支援整備費（塾代）や進路アドバイスなど、個々の状況に合った支援を行い、中学3年生138名のうち116名が高等学校へ進学した。 「高校生に対する進路支援プログラム」では、塾代や大学等の受験料の支給などを行う自立促進事業の利用推進や「大学・専門学校への進学支援ガイド（電子ブック）」の活用により早い段階での進学に対する意識付けを行う。加えて、学習環境整備費（塾代）や給付型奨学金等の経済的負担を軽減する制度の活用により進学を希望する子どもの進学が可能となる環境づくりをケーブルセンターを中心に支援していく。	継続	学習上の課題を抱える子どもについては、早期に支援チームにつなぎ、個々の状況に応じた学習支援等を実施していく。 中高生全体に対する取り組みとしては、「大学・専門学校への進学支援ガイド」の更なる充実や「中高生向け応援ガイド（電子ブック）」の活用により早い段階での進学に対する意識付けを行う。加えて、学習環境整備費（塾代）や給付型奨学金等の経済的負担を軽減する制度の活用により進学を希望する子どもの進学が可能となる環境づくりをケーブルセンターを中心に支援していく。	生活援護第一課 生活援護第二課 生活援護第三課
79		若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月4回（初めての方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績（延べ）：R6（287人） 新規登録者：R6（29人）	A	・アンケートの結果より、多くの参加者から「コミュニケーションの自信がついた」や「悩みを解消するきっかけになった」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらうアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	継続	・アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 ・新規利用者毎年30名を目指す。	地域振興課
80		地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所・区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず高齢者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	・情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 ・なごみの家により地域課題を抽出し、解決を図るための地域支援会議を開催。 ・協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認：令和6年度79件	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題：介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い高齢者に関する情報が入ってきにくい。	拡充	・関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。	福祉推進課
81		地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	・希望する町会・自治会及び該当地域の各なごみの家へ名簿の提供を行った。 ・現在登録されている方に対して、名簿登録同意の継続確認を行った。	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	縮小・見直し	令和6年度まではこれまでと同様に実施。 令和7年度以降は避難行動要支援者名簿と統合し再構築。	福祉推進課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
82		家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行った。 【件数】 令和7年度：1499、令和6年度：1417、令和5年：1,354、 令和4年：1,326、令和3年：1,262、令和2年：1,087、 令和元年：1,101、平成30年：1,015、平成29年：1,031	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出すことが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
83		住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすいよう住まいを改造する場合、その費用を助成する。	申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャー等や施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績（介護）：159件 助成決定実績（障害）：4件→今後の方向性：廃止	B	地域包括支援センターやケアマネジャー等に住まいの改造助成制度の案内を充実させることにより、より広く周知を図り、あわせて正しい理解と有効利用を勧めていく。	継続	制度の正しい理解のために、事業者等向けに制度説明する機会を設けるなど、引き継ぎ制度の普及に努める。また、要件に該当しない方には、他の制度でできることがないか調べる等、引き継ぎ丁寧に対応していく。（介護）	介護保険課 障害者福祉課
84		社会的養護自立支援（退所後支援）	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	これまでの支援コーディネーターによる支援から社会的養護自立支援拠点事業所による相談支援を開始。専門知識、ノウハウをもった事業者による児童との面談や自立支援継続計画の作成、居場所事業、居住費支援など自立のための支援を行った。 R5：23名 R6：95名	B	現状：対象児童と面談や自立支援計画の作成等を行い、事業者同士が連携することで退所後の不安を抱える児童の支援体制を構築することができた。 課題：施設や退所後支援員、対象児童等との情報共有や制度の周知が不足していた。また居場所事業の開催場所が偏っていた。そのため、支援継続計画作成数や、居場所事業参加者が少なかった。	継続	事業者とともに、児童個々の退所後支援の情報提供を行っていくとともに、施設等が作成した自立支援継続計画を活用していく、より多くの児童の支援に繋げられるようにしていく。また、居場所事業の参加者拡充のため、オンラインでの実施や、児童の参加しやすい都心部や施設が多い都西部地区で開催していく。	児童相談所 援助課

課題（2）生涯を通じた健康支援

方向性① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
8	再掲	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	平日コースは利用者の動向に合わせてなぎさ健康サポートセンター以外の7所で開催し、実施回数を年間56回から36回に変更。また、午前の枠を設け平日全ての曜日で実施した。一方、休日コースは実施回数を60回から72回に拡大した。	A	休日コースにおいて、満員でお断りするという状況が減った。	継続	引き続き実施し、より参加しやすい内容を検討していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
51	再掲	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 松江第四中学校、清新第二中学校、南葛西第二中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招へいした「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にする心を養うことができ、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	「性教育の授業」講師派遣事業について、令和7年度は2校の中学校で実施予定（小松川中学校、二之江中学校）	教育指導課
85		リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回 ・R5：講座参加者数計182名（4回実施）、SNS閲覧数計2,035回 ・R6：講座参加者数計124名（2回実施）、SNS閲覧数計3,025回	A	現状：対象者を限定せずに啓発講座を実施している。若年層への訴求が特に重要な分野であるところ、講座受講後アンケートによると、30代以下の参加が全体の25%程度であり10代の参加もあった講座もあった。 課題：若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 若年層への効果的な訴求方法を検討しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧数を令和4年度比で15%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
86		女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	3月の女性の健康週間に合わせ、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトを更新し、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課 地域保健課
87		健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	随時、電話や来所面接等でリーフレットを用い相談を実施。骨粗しょう症については、医療検査センターの骨密度測定結果のお知らせに、健康サポートセンターの保健師・栄養士・作業療法士・理学療法士等専門スタッフに相談できることを記載している。	A	左記以外にも、3月の女性の健康週間に合わせて、リーフレット、ポスターを展示し普及啓発をしている。	継続	引き続き実施。 情報提供しつつ、相談しやすい環境作りに努めていきたい。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
88		性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	性感染症に関する随時相談、HIVと梅毒検査相談を月2回、予約制、匿名、無料で実施した。	A	都内では、AIDS患者がR5年から増加傾向であり、梅毒患者も増加傾向が続いている。 HIV検査309件、梅毒検査304件実施となっており、R5年度と比較し微増となっている。	継続	今後も現在の最大の定員数で検査を継続していく。また、FMえどがわ、広報等で周知も継続していく。	保健予防課
89		青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	・事前に健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校8校（1,104名）に対し、東京都の事業なども活用しながらHIV/AIDS・性感染症健康講座実施した。 ・区内中学校へ世界エイズデー合わせポスターとパンフレット、区内高校へポスターを配布した。	A	区内中学校に対し健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校に対し実施予定。	継続	・昨年度実施した健康講座の結果を踏まえ実施する。 ・世界エイズデーに合わせポスター等を区内中学校、高校へ配布予定。	保健予防課

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
90		産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	宿泊型（最大5日）、デイサービス型（最大2回）、訪問型（最大3回）の利用助成を行った。多胎児は無料、非課税世帯と生活保護世帯には自己負担を求める減免を行った。また、宿泊型を2施設追加し、デイサービス型（旧通所型）を1施設増加した。 (令和6年度宿泊型：538件 デイサービス型：300件 訪問型：433件)	A	アンケートより、宿泊型とデイサービス型のニーズは、どちらも休息目的が最多であり、9割以上が「身体の疲れを取ることができた」と回答。 訪問型では申し込みの次の日に訪問するなど、可能な限り迅速な対応を行っている。	継続	産後ケアの利用者増（需要増）に対応できる施設数の確保	健康サービス課（健康サポートセンター）
91		妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、受診しやすい環境を整備した。 受診者数(受診率)：令和6年度1,544人（33.2%）	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告とともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	令和5年度より妊娠中に受診できなかった場合に限り、子が1歳になるまでの間で受診可能とした。 また「年に一度は歯科健診」を推進し、家族ぐるみでの受診につなげることと、妊婦歯科健診案内リーフレットをクーポン券に変更し、受診勧奨を強化していく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
92		妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票14枚、妊婦超音波検査受診票4枚、子宮頸がん検診受診票1枚を交付し、費用の助成を行った。	A	妊婦全数面（ぴよママ相談）時に妊婦健康診査の必要性の説明をしている。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
93		妊婦全数面接事業（ぴよママ相談）	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	保健師等が面接を行うことにより、状況に応じた情報提供を行い、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを軽減するように支援を行った。 R4年度の3月より、国の出産子育て応援給付制度を事業開始した。 面接実績（件）：R3（5,307）、R4（5,119）、R5（5,050）、R6（5,046）	A	・都の育児ギフトと、令和7年4月に出産子育て応援給付事業より移行した国の妊婦のための支援給付事業を活用しながら、基本的に対面での面談を行い、状況把握や情報提供をし、これから始まる育児の相談先としての位置付けの第一歩とした。妊婦のための支援給付事業を周知することで、新生児訪問を利用いただき、出産後の支援にもつなげやすくなっている。	継続	引き続き全数面接を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
94		妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認めた者に対し、保健師の家庭訪問による日常の生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績：R3（915）、R4（829）、R5（885）、R6（946）	A	妊婦全数面接や医療機関等の連携により把握した要支援家庭については、本人からの申請がなくても保健師からアプローチし、乳児健診前の育児負担が高まる時期にタイムリーに状況把握し、健康相談や育児支援ができる。	継続	引き続き訪問指導を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
95		助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	授乳育児を伴う、主に乳児を持つ母親に対し、助産師の個別相談により、育児不安の軽減や母子の孤立化予防を行い、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績：R3（235）、R4（291）、R5（307）、R6（372）	A	参加人数や運営状況によって、現時点では個別相談の場としてのみ活用され、交流の場とはしていない所もある。	継続	今後は、2か月児の会利用者の参加状況も参考にしながらニーズを把握し、各所の状況に合わせた方法で開催していく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
97		乳幼児健康診査・健	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
98		新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	保健師又は助産師が訪問し、児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項について助言を行った。（令和6年度：4,384人）また訪問を行っている保健師、助産師向けの研修を2回実施した。	A	妊娠から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うために、新生児訪問にも力を入れて実施している。 出産・子育て応援給付金事業の経済的支援の支給要件であることから、訪問件数の増加と、訪問希望時期（申請時期）が早くなっている。	継続	訪問件数が増加しても引き続き丁寧な訪問を心がけていく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
99		多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっており、その中で、育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を行なった。 ・利用者数(組) 実績：R3（103）、R4（119）、R5（83）、R6（100）	A	参加者の抱える課題の共有や育児等に関する気持ちの吐き出しの場にもなっている。専門職が入る場面を提供し、相談支援が受けられ、父親も参加している。今後、さらに充実した支援を展開していくためには、健康部だけでなく他部で実施している子育てひろばとの連携の継続が必要である。	継続	他部で実施している子育てひろばと連携し、参加者がより参加しやすい場の提供を継続する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
100		2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場として実施しており、参加者同士の交流を深め仲間づくりの機会とし、その中で育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を行なった。 ・利用者数実績：R3（1,315）、R4（1439）、R5（1,503）、R6（1531）	A	参加者の抱える課題や解決策の共有、育児に関する気持ちの吐き出しの場となっている。また仲間づくりの場にもなっており、利用状況からもこの時期にこのような場を提供することは有効と考える。	継続	今後もこの会を継続実施していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
R4-1		パパとパートナーのための育児ゼミ	妊娠のパートナー及び0歳から2歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みの共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぐ。	児の年齢別に3つのクラスを設定、各クラスのニーズに合わせた2つのテーマを用意し、それぞれ前期と後期の2回開催した（単発受講可）。開催日は土日に設定し、オンラインで実施。当日はミニ講義を受講する他に、グループトークを積極的に行い父親どうしの交流の場ともなっている。親子参加も可能。 ・0歳クラス 参加者数 40人 ・1歳クラス 参加者数 51人 ・2歳クラス 参加者数 29人	A	参加者アンケートより、内容の評価は高いが、0～2歳の父親という本事業の対象者と直接の接点が少なく、周知方法が課題。	継続	対象家庭への周知の継続。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

方向性② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
101		各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種事業、健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 講演会・講習会等実績 R5年度（1,470回 37,090人） R6年度（1,306回 40,704人）	B	昨年と比べ、講演会・講習会等の開催数はやや減少はしているものの、参加者数は増加している。今後も、ホームページやWEBでの広報活動に力を入れ、情報発信していきたい。	継続	ライフステージごとの課題に応じた各種事業や健康講座等を実施し、健康づくりの普及啓発に取り組む。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
102		栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単に準備できるよう食環境整備事業として「Edogawaまいにちごはん」事業を実施していく。	・栄養相談日を乳幼児栄養相談日（2回/月）、栄養相談日（1回/月）に分けて実施した。 ・離乳食講習会を実施した。各会場とも参加者がゆとりを持って受講できるスペースを確保できる人数を定員にして開催した。【実施回数127回/年参加人数1455人/年】 ・乳幼児期（出生～3歳）までの発育と生活習慣に関するデータ分析を生かした事業計画 ・Edogawaまいにちごはん実施状況 ①減塩を心がけましょう（9月） ②バランスの良い食事をしましょう。（主食主菜副菜をそろえましょう）（11月） ③毎日朝ごはんを食べましょう。（3～4月） ①～③について、協力事業者（スーパー、調剤薬局、食品事業者）が試食販売や情報提供、イベント等を実施。事業趣旨を理解して取り組んでもらうため、店舗への事業説明会を行った。 ・健康弁当 イトヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携で実施する、健康弁当販売及び食育プログラムを実施した。	B	・栄養相談実施件数【相談件数】成人 784/年、乳幼児 4163/年 ・離乳食講習会実施件数【実施回数127回/年参加人数1455人/年】 ・乳幼児期（出生～3歳）までの発育と生活習慣に関するデータ分析を生かした事業計画 ・Edogawaまいにちごはん事業 協力事業者数【129】 課題：協力事業者の拡大。 ・健康弁当3者打合せ件数【12回】（オンライン8回、対面4回） 販売数は産学官で定めた目標を達成した。弁当503食、従業員（食育スタッフとして研修23人、食育イベント99人参加。健康弁当の販売及び食育プログラムを計画通りに実施できた。 ・アンケートでは健康弁当を体験した8割が健康的な食事を実践できそうと回答していた。 ・区民の行動変容につながる食環境整備の具体的な取り組みの検討。	継続	・各健康サポートセンターで栄養相談日での相談及び電話相談を行う。食習慣改善普及月間や世界糖尿病デーに合わせた栄養相談日の強化月間を設ける。 ・離乳食講習会もR6年度同様に実施する。 ・乳幼児のデータ分析の結果を相談・指導等事業に活かす。 ・Edogawaまいにちごはん事業 ①バランスの良い食事をしましょう。（主食・主菜・副菜をそろえましょう。）（11月） ②減塩を心がけましょう。（9月） ③毎日、朝ごはんを食べましょう。（3～4月） ・健康弁当を活用したイトヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携による行動変容につながる食環境整備の具体的な検討	健康サービス課 (健康サポートセンター)
103		がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発としてA5サイズブックカバー（おくすり手帳と同サイズ）を作成し区内処方箋薬局等に配布。及び8月に子宮頸がん検診（20歳）・乳がん検診（40歳）の個別受診勧奨、10月には31・36・46・51・56・61歳を対象に子宮頸がん検診・乳がん検診の個別受診勧奨を追加で実施した。そのほか胃がん検診・大腸がん検診についても、9月に40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。さらに年間を通して胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付した。また、協会けんぽの検診案内発送物に区作成「子宮頸がん検診勧奨チラシ」を同封させてもらう協力体制を構築し、3月に約協会けんぽ加入者17,000人（9割が女性）に送付した。	A	通知発送後の乳がんと子宮頸がんの受診者が増加した。また、胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付することで胃がん検診と大腸がん検診を同時受診する者が増加した。 個別勧奨をすることで、一定の効果があがる事から、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。 そのほか周知方法もSNS・FMえどがわ・広報誌と実施しているが、新たに協会けんぽとの共同を構築したように、別の切り口での選択肢も検討していく。	拡充	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。個別勧奨の通知方法を郵便物のみではなく、電子媒体（SMS）での通知を導入するなど検討していく。	健康推進課
104		がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	令和6年度の実施対象校のうち希望校（小学校17校、中学校10校）に健康サポートセンター保健師の講師派遣により実施した。また、江戸川区の健康に関するデータとがん予防に関する資料を全小・中学校に提供した。	A	がん予防出前教室の受講後にアンケートを実施し講義内容について約96～98%前後の児童・生徒ががんについて分かったと回答し、がんに関する基礎知識やがんを予防する生活習慣についての理解度が深まっていた。 今後も、がんの病気の理解度の向上、発生に関与する生活習慣の見直しの必要性を伝えるとともに、保護者へのがん予防の普及啓発が課題。	縮小・見直し	令和7年度以降は教室の実施を廃止し、統計データ等の資料を提供し、学校のがん教育を支援する。	地域保健課

※令和6年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
105		健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学童期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績（小学校・中学校）：R2（176人・139人）、R3（170人・143人）、R4（176人・145人）R5(164人・140人)・R6(173人・145人)	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。 課題：学校の先生より、推薦基準が曖昧で推薦が難しいという意見がある。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、健康についての意識の高揚を図っていく。また、推薦基準の見直しをし、よりよい表彰を目指していく。	学務課
106		リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性のステップを選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。	A	新規参加者が減少している。 参加者の高齢化が進んでいる。	継続	初心者教室等各種教室の募集方法やPR方法の検討や、イベントへの出演などによる広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

方向性③ 感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
85	再掲	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を行う。	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回 ・R5：講座参加者数計182名（4回実施）、SNS閲覧数計2,035回 ・R6：講座参加者数計124名（2回実施）、SNS閲覧数計3,025回	A	現状：対象を定めずに啓発講座を実施している。若年層への訴求が特に重要な分野であるところ、講座受講後アンケートによると、30代以下の参加が全体の25%程度であり10代の参加もあった講座もあった。 課題：若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	啓発講座については、可能な限りオンライン同時配信やアーカイブ配信等を実施する。 若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧数を令和4年度比で15%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
86	再掲	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	3月の女性の健康週間に合わせ、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトを更新し、FMえどがわなどの媒体を活用して案内した。健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課 地域保健課

課題（3）すべての暴力の根絶

方向性① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方針	今後の具体的な取組	担当課
108		配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績(相談)：R6(97件)、支援実績(証明書等の発行)：R6(96件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などがされたことから、相談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。	人権・男女共同参画推進センター
109		DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績：R6(896件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討していく。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行なっていく。 ・配暴防止法改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、多様な相談に対応していくよう相談員のスキルアップを図りながら相談体制を整える。また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
110		DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	令和6年12月10日に関係機関を招集し実施。江戸川区DV相談状況についての報告、東京都におけるDV相談についての説明、「困難な問題を抱える女性への支援に関する概要について」の説明、関係部署からの報告、各関係機関からの意見交換等を行った。	A	現状：暴力被害者に対して適切な支援及び保護のため、関係機関と現状や課題について共通認識を図ることができた。 課題：令和6年4月1日に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正が行われた。今後も継続して、各支援部所間の役割や連携の在り方を明確化し、現在の連絡会を被害者支援のためのより重要な共通認識の場としていくことが必要となる。	継続	連絡会の内容を十分検討して開催し、多様な支援部門間の役割や連携の在り方等を調整することでDV被害者に対する適切な支援及び保護に取り組んでいく。	人権・男女共同参画推進センター
111		DV相談窓口の周知	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、女性用トイレ等に設置する。	区内各施設及び医療機関等にカードを配布し、トイレ等への配置を依頼している。 SNSにて、定期的に相談窓口の周知を行っている。	A	現状：紙媒体の配置に加え、毎月のSNS投稿等でも情報展開を行っている。	継続	引き続き紙媒体やSNS等で相談窓口の周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

方向性② 暴力防止やセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発

評価内訳： A（計画通りできた）, B（概ね計画通りにできた）, C（あまり計画通りにできなかった）, D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
112		「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」にちなみ、以下の事業を実施している。 ・運動期間に合わせた、グリーンパレスでの啓発展示及び都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターのリーフレットや人権啓発メモ帳等の啓発グッズの配布 ・運動期間に合わせた、タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・SNSでの運動の趣旨及び相談窓口の案内に係る投稿 ・DV・性暴力等防止講座の実施（参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用） 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計130名（5回実施）、SNS閲覧数計452回 ・R5：講座参加者数計266名（5回実施）、SNS閲覧数計551回 ・R6：講座参加者数計173名（5回実施）、SNS閲覧数計524回	A	現状：複数の媒体にて啓発を展開している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	引き続き多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
113		区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会（講演と映画のつどい）を年1回実施した。 参加実績：116名 ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を実施した。 参加実績：652名	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課
R3-3		データDV予防動画	データDV予防動画を公開し、データDV防止の啓発を行う。	区が作成したデータDV予防動画「人と人のよりよい関係について一緒に考えよう」を区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにて公開しているほか、講演会等の開演前に上映した。	C	現状：令和6年度の動画再生数・動画掲載ページアクセス数の合計は863回であった。 ※令和6年4月1日付にて、組織改正に伴い動画掲載ページのURLが変更されたため、再生数に影響している可能性がある。	継続	動画視聴数・動画掲載ページアクセス数が年間累計2,000回以上となるよう、区公式SNSでの月に1回以上の投稿等にて周知を行うとともに、データDV関係講座等での上映や区公式SNSへの短縮版動画の投稿等を行う。	人権・男女共同参画推進センター

方向性③ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
97	再掲	乳幼児健康診査・健 康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保 護者に適切な保健指導を実施す ることにより、乳幼児の健全育成を 図る。あわせて子育てが困難な家 庭や虐待の危険性のある親子を早 期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できな い課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォ ローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行 い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポート センター)
108	再掲	配偶者暴力相談支援 センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相 談や、DV証明書・保護命令に必 要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績(相談)：R6(97件)、支援実績(証明書等の発行)：R6(96件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹 介により繋がった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害 者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立 に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に 伴い、保護命令の発令要件の拡充などがされたことから、相 談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に 周知を行なっていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、 被害者の自立に向けて支援していく。	人権・男女共同 参画推進センター
109	再掲	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた 情報提供や自立に向けた支援を 行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係 機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績：R6(896件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹 介により繋がった相談者に対して、必要な情報提供や関係 機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向 けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に 伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り 方を検討していく。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に 周知を行なっていく。 ・配暴防止法改正後の国や都の動向をはじめとし、民法改 正に伴う共同親権の在り方など関係法規にも注視しながら、 多様な相談に対応していくよう相談員のスキルアップを図り ながら相談体制を整える。また関係機関相互の連携を促進 し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同 参画推進センター
116		犯罪被害者や性暴力 被害者支援窓口の周 知	警察、被害者支援都民センター、 性暴力救援センター・SARC東京 などの関係機関と連携して犯罪被 害者等の支援に当たるとともに、 様々な媒体や機会を利用して支 援や相談先の効果的な広報を行 う。	・区ホームページへの各種相談窓口の掲載 ・区SNSでの各種相談窓口の周知 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間、「犯罪被害者週間」に合わせた展 示・各相談機関リーフレット等の配布 ・警察署と連携した各相談機関リーフレット等の配布	A	現状：区ホームページや区SNSで各種相談窓口を周知す るとともに、啓発展示の実施の際に各種相談窓口の資料等 を配布している。	継続	引き続き周知を行っていく。	人権・男女共同 参画推進センター

方向性④ 若年層に向けた啓発活動の強化

評価内訳： A（計画通りできた）， B（概ね計画通りにできた）， C（あまり計画通りにできなかった）， D（実施していない、または廃止した）

事業No	再掲	取組	内容	令和6年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
53	再掲	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	委託事業者による学校等でのデートDV防止講座を実施している。 【実施実績】 R6：講座参加者数計617名（区立中学校3校及び共育プラザ1館で実施）	A	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣しており、デートDV予防啓発に効果を発揮している。	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、周知を展開する。	人権・男女共同参画推進センター
117		若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	・SNSによる、各種啓発期間等にちなんだ情報発信（11回） ・区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにおけるデートDV予防啓発動画の公開 ・若年層を主な対象とするワークショップ、映画上映会の実施 【実施実績】 ・R4：ワークショップ参加者数計70名（2回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計2,883回 ・R5：ワークショップ・映画上映会参加者数計：92名（2回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計：2,855回 ・R6：ワークショップ参加者数14名（1回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計：863回	C	現状：ワークショップ実施後のアンケートでは、今後も同様のワークショップを行うべきとの回答が多数を占めており、一定の効果があると認められる。 課題：若年層の参加が少ないため、若年層への訴求をより高めることが重要である。 ※デートDV予防啓発動画については、令和6年4月1日付にて、組織改正に伴い動画掲載ページのURLが変更されたため、再生数に影響している可能性がある。	継続	多様な媒体による展開について検討を継続するとともに、令和8年度までにワークショップ等参加者数及び動画視聴数・動画掲載ページアクセス数の年間累計数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター

4 江戸川区における政策決定過程への女性の参画状況（令和7年4月1日現在）

1. 議会

総議員数	女性議員数	割 合
44人	16人	36.4%

2. 附属機関等

区分	全委員会等数	総委員数	女性委員数	女性委員の割合
行政委員会	4	26人	5人	19.2%
附属機関	49	944人	272人	28.8%
その他の	13	395人	131人	33.2%
合 計	66	1,365人	408人	29.9%

3. 区職員（カッコ内は他団体派遣職員、再任用職員（フル・短）及び任期付職員を除く数）

区分	職員総数	女性職員数	女性職員の割合
部長級	18人（15人）	4人（4人）	22.2%（26.7%）
課長級	84人（78人）	19人（18人）	22.6%（23.1%）
合 計	102人（93人）	23人（22人）	22.5%（23.7%）

全庁を対象とした取組の進捗状況

資料 4-2

① 会議等における男女比の配慮(事業番号7)

- ・庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.2

＜評価基準＞
5:徹底して実施できていた
4:ほぼ実施できた
3:概ね実施した
2:あまり実施していなかった
1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組 (一部抜粋)	取組部署
・府議における女性の参画比率を30%以上とするため、引き続き、参与として女性職員をメンバーに追加している。	経営企画部
・区障害者職員との「新庁舎計画」についての意見交換において男女共に協力いただいた。	新庁舎・施設整備部
・各課に割り当てを行い、部内課長会に女性職員が出席する取組を行っている。 ・課内の会議等も、男女比が偏らないようにしている。	総務部
・前年同様、男女の区分けをせず全体に声掛けを行い、希望があれば誰でも参画できるようにしている。	都市開発部
・係長会等の会議開催については、女性職員が必ず出席するようにした。	生活振興部
・課内打ち合わせ、会議については男女の区分けをせず声掛け、参画できるようにしている。 ・会議に限らず、簡単な打ち合わせの際も男女平等に参画するよう配慮している。	福祉部
・男女の区分けを行わず、職員の役職、能力や本人の希望に応じて、会議への出席や各行事への従事を促している。	区議会事務局

② 発行物における表現の配慮(事業番号50)

- ・区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.7

＜評価基準＞
5:徹底して実施できていた
4:ほぼ実施できた
3:概ね実施した
2:あまり実施していなかった
1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組 (一部抜粋)	取組部署
・広報誌掲載やSNS発信を主管課からの依頼により実施した。掲載前に広報課として内容をチェックして掲載した。	SDGs推進部
・「公共施設再編・整備計画」において、男性と女性ともにバランスよくイラストを採用した。 ・「新庁舎基本設計」の公表において、「性別に問わらず利用可能な個室タイプのトイレの設置」(オールジェンダートイレ)についての記載をした。	新庁舎・施設整備部
・令和4年度に作成・公表した「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」に基づき、発行物に使用するイラストや配色を、ジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。 ・e-ラーニング「性の多様性」、「アンコンシャスバイアスに気づこう」を実施し、発行物の表現における注意点等を府内に周知した。	総務部
・高齢者虐待防止リーフレットについて、国・都・他自治体の表現やイラストを参考にし、区内に内容が伝わり、かつ、過激な表現と受け止められないように配慮して作成している。 ・令和6年度作成の生活保護周知ポスターについて男女の体格差(男性が背が高い、女性が低い)、洋服の色などに配慮して作成した。	福祉部
・保育園入園申請書の保護者1(通知書等の宛名)の氏名欄は、父母どちらでも可としている。 ・ひとり親家庭のしおりでは、配色や使用するイラストがジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。	子ども家庭部

全庁を対象とした取組の進捗状況

③ 区施設のバリアフリー化の促進(事業番号52)

- ・区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.8

＜評価基準＞
5:徹底して実施できていた
4:ほぼ実施できた
3:概ね実施した
2:あまり実施していなかった
1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組 (一部抜粋)	取組部署
・「公共施設再編・整備計画」において「集約・複合化の施設整備の際には、オールジェンダートイレの設置検討」という記載をしている。 ・新庁舎基本設計方針において、バリアフリーや多様な性に配慮した。	新庁舎・施設整備部
・所管施設は全て出入口部分にスロープないしエレベーター入りがあり、各施設1か所以上だれでもトイレを設置し、バリアフリー化を行っている。 また、男女問わずトイレにサニタリーボックスを設置し、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。	生活振興部
・窓口が2階であり、特に車椅子利用の方などは階段昇降に苦慮することから、職員から出向き、近くの窓口を借りるなどして対応している。タブレットを利用した通訳や手話などできるかぎり心と身体のバリアフリーを意識している。 ・受付窓口に筆談用の電子メモパッドを設置し、受付・相談時のバリアフリーを促進している。 ・介護保険パンフレット「みんなのあんしん介護保険」は視覚障害者向けにタブレット等を用いて音声化に対応している。	福祉部
・窓口に車いすが通行できる幅を確保し、バリアフリーの視点に立ったレイアウトの工夫をしている。 ・サニタリーボックスを男女のトイレに設置しており、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。	健康部
・学校改築時にスロープ等の段差解消、バリアフリートイレ等を整備するほか、既存校においても引き続き整備を進めている。	教育委員会事務局
・議場傍聴席に段差緩和用手すりを設置している。 ・本会議傍聴席用に階段昇降車を導入している。	区議会事務局

④ ICTを活用した啓発・相談等の実施(事業番号107)

- ・オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。

I 取組み状況

全庁平均 (5点満点)
4.5

＜評価基準＞
5:徹底して実施できていた
4:ほぼ実施できた
3:概ね実施した
2:あまり実施していなかった
1:実施していなかった

II 特筆すべき取組み(一部)

特筆すべき取組 (一部抜粋)	取組部署
・ワークショップ等の会議を開催する際には、オンラインでの開催可否を検討するようにしている。	新庁舎・施設整備部
・法律相談について、R5年度より引き続きオンライン相談を実施している。 ・ひとり親相談室すずらんにて、オンライン相談を開始した。 ・セミナーや講習会、啓発講座・講演会について、オンライン開催が困難なものを除き、オンライン配信にて実施している。	総務部
・デジタルデバイドの解消のため、くすのきカルチャーセンターやくすのきクラブ等で高齢者団体に対して出前スマホ教室を実施した。 ・医療及び介護関係者向けに実施している研修について、令和2年度よりWeb方式を導入しており、継続して実施している。 ・手当に関することについて、オンライン相談ができるよう整備し、ホームページで周知している。 ・生活保護・生活困窮及びひきこもり支援においてオンラインで相談を受け付けている。	福祉部
・保護者連絡システムを活用した情報提供を実施。 ・各種申請・手続きの電子申請化を進めた。 ・令和5年2月より実施したSNSを活用した相談に加え、令和5年9月よりオンライン相談を実施した。	子ども家庭部
・国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する相談について、令和5年2月からオンライン相談を開始し、令和6年6月からはメタバース区役所での相談を開始し、継続して実施している。	健康部
・就学手続きに関するオンライン相談について、ホームページで周知した。 ・学校選択制における抽選会の実施に際し、抽選会をオンライン同時配信を行った。 ・特別支援教室の審議をオンライン開催にて実施している。	教育委員会事務局

人権・男女共同参画推進センターにおける取組

「重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち」について

1 現計画の 方向性	<p>男女共同参画社会の実現のためには、男女平等な就労条件や仕事と家庭が両立できる環境づくりが重要です。このため、長時間労働や性別による役割分担意識の改善、多様な働き方の導入などの「仕事と生活の調和（以下「ワーク・ライフ・バランス」という）」の実現に向けた取組みが求められています。</p> <p>育児・介護休業法などの法制度やワーク・ライフ・バランスの推進に関する情報の周知・啓発により、男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。</p> <p>(1)就業における男女共同参画の推進 (2)ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援</p>
2 区の現状・課題	<p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知について、講座・講演会、啓発資料配布やパネル展示、SNS の配信等により啓発を実施している。講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる。 (No.1) ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施について、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用して実施している。講座アンケートで概ね好評を得ている。 (No.2) 男女共同参画に係る推進会議の運営について、令和 4 年度より、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」を開催し、江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。 (No.5)
3 今後の具体的な取組	<p>(1)就業における男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行う。特に若年層への訴求を高めていくため、各種啓発期間等にちなみ SNS での年 10 回以上の情報発信等を行う。 (No.1) 参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。また、事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。 (No.2) 毎年度、定期的に推進会議を開催し、区政の推進状況等に対するご意見等を区施策に反映させていく。 (No.5)

上記の 2 及び 3 は、資料 4-1 の 5 頁から 40 頁「3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書」より抜粋し、一部記載を調整しています。

「重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち」について

1 現計画の方向性	<p>誰もが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっていますが、性別によって個人の生き方を制約する固定的性別役割分担意識が根強く残っています。この意識にとらわれず、全ての人がお互いの人権を尊重し認め合うことが、男女共同参画社会の実現につながります。</p> <p>また、性別等に関わらず全ての人が互いに対等な立場で、政策・方針・意思決定過程に関わることができるよう、社会の様々な分野における参画を推進します。</p> <p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実 (2)地域活動への男女共同参画による活性化</p>
2 区の現状・課題	<p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画に関する情報収集及び提供について、国や都の啓発冊子等は、不足しないよう在庫管理し、必要に応じて請求しているが、国や都において紙媒体の啓発資料が削減されているため、他媒体での広報も重要になっている。 (No.41) 男女共同参画に関する情報紙の発行について、男女共同参画情報誌を年3号（各号3,500部）発行し、イベント時の配布や区内各施設等への配架を行っている。また、区のホームページにPDF版を掲載し、誰でも閲覧できるようにしている。 (No.42) 男女共同参画週間記念講演会について、毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定し、定員200名程度の講演会を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用しており、概ね好評に実施してきた。より多くの区民に男女共同参画の理解促進を行う方法が課題である。 (No.43) 人権尊重意識の啓発について、人権週間行事「講演と映画のつどい」、広報えどがわへの記事掲載、タワーホール船堀のレインボーライトアップ、啓発展示などを実施しており、より多くの区民への啓発となるよう、多様な方法での啓発に取り組んでいる。より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。 (No.49) デートDV防止講座について、区内の小中高校等へ講師を派遣し、実施している。令和6年度は区立中学校3校及び共育プラザ1館で実施し、講座参加者数は計617名であった。 (No.53)
3 今後の具体的な取組	<p>(1)男女共同参画の理解促進と教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 啓発冊子等の配布を継続しながら、SNS等での情報発信にも注力し、各種啓発期間等にちなみ情報発信を年10回以上行う。 (No.41) 紙媒体での発行及び区のホームページへの掲載を継続する。また、発行時には、SNS等にて紙媒体配置場所及び電子媒体掲載場所を案内する。 (No.42) 直接来場せずとも参加できるよう、オンライン同時配信を継続するとともに、可能な限りアーカイブ配信等を実施する。また、十分な周知期間を確保するとともに、区のあらゆる広報媒体を活用し、講師の保有するSNSアカウント等での広報を依頼する等して、幅広い層への周知を実施する。 (No.43) 広報えどがわに加えて、区公式SNS等を活用した情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。また、「講演と映画のつどい」について、時流に沿った人権課題の講師、テーマを検討する。 (No.49) 毎年4回以上の講座実施を目指し、出張講座の周知を展開する。 (No.53)

上記の2及び3は、資料4-1の5頁から40頁「3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書」より抜粋し、一部記載を調整しています。

「重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち」について

1 現計画の方向性	<p>性別等に関わらず全ての人がそれぞれの能力と個性を発揮するためには、生涯を通じて健康で安心して暮らせる環境が重要です。ライフステージごとの課題に応じた健康支援や、生活上の困難に陥った人たちに対して、生活の自立と安定のための支援を行います。</p> <p>さらに、配偶者暴力や交際相手からの暴力などの問題については、重大な人権侵害であるという認識を区民一人ひとりが持ち、相談体制の充実等を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。</p> <p>(1)困難を抱えた人への支援 (2)生涯を通じた健康支援 (3)すべての暴力の根絶</p>
2 区の現状・課題	<p>(1)困難を抱えた人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】について、キャリアコンサルタント等の資格を持つ相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じているが、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。 (No.61) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金について、ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格取得のための養成機関での修業中の期間について、給付金を支給している。子育てとの両立のためパート等で働いているために年間収入が低い世帯が多く、将来の展望がはっきりしていない相談者も多いため、キャリア設計から支援する。 (No.67) <p>(2)生涯を通じた健康支援</p> <ul style="list-style-type: none"> リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発について、対象を定めずに啓発講座を実施している。30代以下の参加が全体の25%程度であり、10代の参加があった講座もあった。 (No.85) <p>(3)すべての暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年層に向けた広報媒体の拡充について、SNSでの情報発信や、デートDV予防啓発動画の公開、若年層を主な対象とするワークショップ等を実施している。実施後のアンケートでは、今後も同様のワークショップを行うべきとの回答が多数を占めているものの、若年層の参加が少ないので、若年層への訴求をより高めることが重要である。 (No.117)
3 今後の具体的な取組	<p>(1)困難を抱えた人達への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、相談員がきめ細かく相談・支援を行っていく。 (No.61) 引き続き、相談者の資格取得への意欲、能力等を的確に把握し、ひとり親の経済的自立につなげていく。また、ホームページ上にナビゲーションシステムを活用し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。 (No.67) <p>(2)困難を抱えた人への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施する。 (No.85) <p>(3)すべての暴力の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体による展開等について検討を継続する。 (No.117)

上記の2及び3は、資料4－1の5頁から40頁「3 江戸川区男女共同参画推進計画 推進状況報告書」より抜粋し、一部記載を調整しています。

議会・審議会・委員会等における女性の登用状況（江戸川区）

I 議会

	R7.4.1時点						R6.4.1時点			R5.11.6時点		
	現員数	増減	女性議員数	増減	割合	改善	現員数	女性議員数	割合	現員数	女性議員数	割合
議員	44	+0	16	+0	36.4%		44	16	36.4%	44	16	36.4%

II 行政委員会(地方自治法第180条の5に定めるもの)

名 称	R7.4.1時点						R6.4.1時点			R5.11.6時点		
	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
教育委員会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
選挙管理委員会	4	+0	2	+2	50.0%	○	4	0	0.0%	4	0	0.0%
監査委員	4	+0	0	+0	0.0%		4	0	0.0%	4	1	25.0%
農業委員会	13	+0	1	+0	7.7%		13	1	7.7%	13	1	7.7%
合 計	26	+0	5	+2	19.2%	○	26	3	11.5%	26	4	15.4%

III 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	R7.4.1時点						R6.4.1時点			R5.11.6時点		
	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区防災会議	87	+0	21	+0	24.1%		87	21	24.1%	88	22	25.0%
江戸川区民生委員推薦会	14	+0	5	+0	35.7%		14	5	35.7%	14	5	35.7%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	+0	3	-1	15.0%		20	4	20.0%	20	4	20.0%
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会	9	-1	0	+0	0.0%		10	0	0.0%	10	0	0.0%
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理審議会	8	+0	0	+0	0.0%		8	0	0.0%	8	0	0.0%
江戸川区建築審査会	5	+0	1	+0	20.0%		5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区青少年問題協議会	29	+0	8	+0	27.6%		29	8	27.6%	29	5	17.2%
江戸川区都市計画審議会	23	-1	2	-3	8.7%		24	5	20.8%	24	5	20.8%
江戸川区景観審議会	7	+0	3	+0	42.9%		7	3	42.9%	7	3	42.9%
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	12	+0	8	+1	66.7%	○	12	7	58.3%	12	7	58.3%
江戸川区財産価格審議会	12	+0	5	+2	41.7%	○	12	3	25.0%	12	3	25.0%
江戸川区建築紛争調停委員会	3	+0	0	+0	0.0%		3	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区文化財保護審議会	12	+1	4	+1	33.3%	○	11	3	27.3%	11	3	27.3%
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
江戸川区行政不服審査会	3	+0	0	+0	0.0%		3	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区感染症の診査に関する協議会	5	-4	0	+0	0.0%		9	0	0.0%	10	0	0.0%
江戸川区廃棄物減量等推進審議会	15	+0	5	+0	33.3%		15	5	33.3%	15	5	33.3%
江戸川区介護認定審査会	144	+0	36	+1	25.0%	○	144	35	24.3%	142	34	23.9%
江戸川区障害認定審査会	30	+0	12	+1	40.0%	○	30	11	36.7%	30	9	30.0%
江戸川区国民保護協議会	87	+0	21	+0	24.1%		87	21	24.1%	88	22	25.0%
江戸川区公契約審査会(旧公共調達審査会)	5	+0	1	+0	20.0%		5	1	20.0%	5	1	20.0%
江戸川区公契約監視委員会(旧公共調達監視委員会)	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区労働報酬等審議会	6	+0	1	+0	16.7%		6	1	16.7%	6	1	16.7%
江戸川区児童福祉審議会	16	+0	6	+1	37.5%	○	16	5	31.3%	16	5	31.3%
江戸川区子ども・子育て応援会議	28	+1	12	+0	42.9%		27	12	44.4%	27	9	33.3%
江戸川区子どもの権利擁護委員	7	+2	5	+1	71.4%		5	4	80.0%	5	3	60.0%
江戸川区特別職報酬等審議会												
江戸川区区有地公募壳却等事業予定者選定委員会												
江戸川区ネーミングライツパートナー選定委員会												
江戸川区新庁舎建設アドバイザリー会議	7	+0	3	+0	42.9%		7	3	42.9%	7	3	42.9%
江戸川区表彰審査会	24	-1	8	+0	33.3%	○	25	8	32.0%	25	8	32.0%
諒訪善行賞表彰審査委員会												
江戸川区民栄誉賞表彰審査会												
江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会	4	-	0	-	0.0%							
公益通報委員会	5	+0	2	+0	40.0%		5	2	40.0%	5	2	40.0%
江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会	6	+0	1	+0	16.7%		6	1	16.7%	6	1	16.7%
【令和6年4月1日廃止】江戸川区みどりの基本計画改定委員会										12	4	33.3%
江戸川区文化振興審議会	9	+0	4	-1	44.4%		9	5	55.6%	9	5	55.6%
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会	44	-1	3	-1	6.8%		45	4	8.9%	45	4	8.9%
江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会	10	-1	3	+1	30.0%	○	11	2	18.2%	11	3	27.3%
江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者表彰選考委員会	4	+0	2	+1	50.0%	○	4	1	25.0%	4	1	25.0%
江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰選考委員会	6	+0	2	+1	33.3%	○	6	1	16.7%	6	1	16.7%
江戸川区産業賞表彰選考委員会										19	4	21.1%
江戸川区福祉サービス苦情解決委員会	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%
江戸川区歎年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会	26	-	7	-	26.9%					26	7	26.9%
江戸川区地域密着型サービス運営委員会	8	+0	4	+1	50.0%	○	8	3	37.5%	8	3	37.5%
江戸川区地域包括支援センター運営協議会	12	+0	4	+0	33.3%		12	4	33.3%	12	3	25.0%
江戸川区老人ホーム入所判定委員会	4	+0	1	+0	25.0%		4	1	25.0%	4	1	25.0%
江戸川区地域自立支援協議会							26	12	46.2%	26	10	38.5%

江戸川区予防接種健康被害調査委員会	7	-2	1	+0	14.3%	○	9	1	11.1%	10	2	20.0%
江戸川区小児慢性特定疾病審査会(※)	6	+0	2	+0	33.3%		6	2	33.3%	5	2	40.0%
江戸川区大気汚染障害者認定審査会(※)	5	+0	0	+0	0.0%		5	0	0.0%	5	1	20.0%
江戸川区公害健康被害認定審査会(※)	8	+0	0	+0	0.0%		8	0	0.0%	8	1	12.5%
江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会(※)	6	+0	0	+0	0.0%		6	0	0.0%	6	0	0.0%
江戸川区学校保健委員会	24	+0	10	+0	41.7%		24	10	41.7%	24	8	33.3%
江戸川区就学支援委員会	116	-10	52	-3	44.8%	○	126	55	43.7%	115	45	39.1%
江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会	5	-	0	-	0.0%							
合 計	944	-8	272	-2	28.8%	○	952	274	28.8%	999	270	27.0%

※令和6年4月1日付にて、「江戸川区附属機関の設置に関する条例」に基づく附属機関となった。

IV 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等	R7.4.1時点						R6.4.1時点						R5.11.6時点		
	委員総数	増減	女性委員数	増減	割合	改善	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区健全財政推進区民懇話会(旧健全財政推進区民懇話会)	6	+0	2	+0	33.3%		6	2	33.3%	6	2	33.3%			
江戸川区外部評価委員会	6	+0	2	+0	33.3%		6	2	33.3%	6	2	33.3%			
江戸川区学校給食等業務の民間委託業者選定委員会	8	-2	3	-2	37.5%		10	5	50.0%	10	4	40.0%			
江戸川区自殺防止連絡協議会	30	+0	8	+0	26.7%		30	8	26.7%	31	8	25.8%			
江戸川区自殺対策戦略会議	20	+0	5	+0	25.0%		20	5	25.0%	24	5	20.8%			
江戸川区健康づくり推進協議会	22	+1	9	+2	40.9%	○	21	7	33.3%	23	7	30.4%			
エコタウンえどがわ推進本部	25	+0	7	+0	28.0%		25	7	28.0%	25	7	28.0%			
江戸川区明るい選挙推進委員連絡会	143	-3	44	-2	30.8%		146	46	31.5%	155	51	32.9%			
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理評議員	3	+0	1	+0	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%			
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理評議員	3	-	1	-	33.3%		3	1	33.3%	3	1	33.3%			
江戸川区消防団運営委員会	18	+0	5	+0	27.8%		18	5	27.8%	19	5	26.3%			
スポーツ推進委員	54	+1	22	+1	40.7%	○	53	21	39.6%	51	22	43.1%			
江戸川区青少年委員	57	+0	22	-1	38.6%		57	23	40.4%	58	21	36.2%			
江戸川区交通安全連絡協議会										32	4	12.5%			
合 計	395	-3	131	-2	33.2%		398	133	33.4%	446	140	31.4%			

審議会等合計(II + III + IV)	R7.4.1時点						R6.4.1時点						R5.11.6時点		
	合 計	1,365	-11	408	-2	29.9%	○	1,376	410	29.8%	1,471	414	28.1%		

審議会・委員会等における女性の登用状況（23区）

令和7年4月1日現在

区市町村	地方自治法（第202条の3）に定める審議会					地方自治法（第180条の5）に定める委員会					その他審議会等					総計				
	審議会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員会総数	女性委員数	割合（%）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員会総数	女性委員数	割合（%）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員会総数	女性委員数	割合（%）	委員会等数	うち女性委員のいる委員会数	委員会総数	女性委員数	割合（%）
千代田区	33	31	438	123	28.1%	3	2	12	5	41.7%	52	49	782	253	32.4%	88	82	1,232	381	30.9%
中央区	24	23	462	156	33.8%	3	3	12	4	33.3%	36	33	622	189	30.4%	63	59	1,096	349	31.8%
港区	41	38	851	294	34.5%	3	3	13	3	23.1%	43	43	711	283	39.8%	87	84	1,575	580	36.8%
新宿区	42	41	692	231	33.4%	3	3	13	6	46.2%	48	45	1,002	395	39.4%	93	89	1,707	632	37.0%
文京区	31	31	579	179	30.9%	3	3	12	6	50.0%	42	39	845	327	38.7%	76	73	1,436	512	35.7%
台東区	36	35	699	199	28.5%	3	1	12	3	25.0%	47	47	695	190	27.3%	86	83	1,406	392	27.9%
墨田区	54	50	963	302	31.4%	3	3	12	3	25.0%	4	3	23	6	26.1%	61	56	998	311	31.2%
江東区	30	29	656	155	23.6%	3	3	13	5	38.5%	34	32	724	265	36.6%	67	64	1,393	425	30.5%
品川区	35	34	592	152	25.7%	3	2	13	5	38.5%	22	22	615	270	43.9%	60	58	1,220	427	35.0%
目黒区	49	47	681	281	41.3%	3	2	13	5	38.5%	16	16	319	126	39.5%	68	65	1,013	412	40.7%
大田区	34	26	778	190	24.4%	3	2	13	3	23.1%	52	46	1,905	622	32.7%	89	74	2,696	815	30.2%
世田谷区	44	41	851	295	34.7%	4	4	34	4	11.8%	37	31	621	191	30.8%	85	76	1,506	490	32.5%
渋谷区	34	29	534	180	33.7%	3	2	12	3	25.0%	15	13	634	247	39.0%	52	44	1,180	430	36.4%
中野区	33	28	397	115	29.0%	3	2	13	4	30.8%	47	47	1,215	585	48.1%	83	77	1,625	704	43.3%
杉並区	47	42	742	293	39.5%	4	4	25	6	24.0%	43	38	1,398	557	39.8%	94	84	2,165	856	39.5%
豊島区	50	49	758	262	34.6%	3	3	14	6	42.9%	25	25	807	370	45.8%	78	77	1,579	638	40.4%
北区	38	31	646	158	24.5%	3	2	13	2	15.4%	56	40	1,258	355	28.2%	97	73	1,917	515	26.9%
荒川区	27	24	407	95	23.3%	3	3	12	4	33.3%	30	28	499	138	27.7%	60	55	918	237	25.8%
板橋区	38	38	690	204	29.6%	4	3	25	5	20.0%	44	40	1,760	586	33.3%	86	81	2,475	795	32.1%
練馬区	32	29	647	191	29.5%	4	4	29	6	20.7%	34	32	379	128	33.8%	70	65	1,055	325	30.8%
足立区	55	53	920	316	34.3%	4	3	22	3	13.6%	29	29	958	315	32.9%	88	85	1,900	634	33.4%
葛飾区	37	35	695	217	31.2%	4	2	26	4	15.4%	18	15	341	103	30.2%	59	52	1,062	324	30.5%
江戸川区	49	39	944	272	28.8%	4	3	26	5	19.2%	13	13	395	131	33.2%	66	55	1,365	408	29.9%

令和7年度 附属機関等における女性の登用状況（江戸川区）

(1) 行政委員会(地方自治法第180条の5に定めるもの)

R7.4.1時点

名 称	全委員			正副会長			あて職の委員		
	委員総数	女性委員数	割合	総数	女性数	割合	委員総数	女性委員数	割合
教育委員会	5	2	40.0%	2	1	50.0%			
選挙管理委員会	4	2	50.0%	2	2	100.0%			
監査委員(※)	4	0	0.0%	0	0	-			
農業委員会	13	1	7.7%	2	0	0.0%			
合 計	26	5	19.2%	6	3	50.0%	0	0	-

※会長職に相当する委員はない

(2) 附属機関(地方自治法第202条の3)

名 称	全委員			正副会長			あて職の委員		
	委員総数	女性委員数	割合	総数	女性数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区防災会議	87	21	24.1%	1	0	0.0%	38	5	13.2%
江戸川区民生委員推薦会	14	5	35.7%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
国民健康保険事業の運営に関する協議会	20	3	15.0%	2	1	50.0%			
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理審議会	9	0	0.0%	2	0	0.0%			
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理審議会	8	0	0.0%	2	0	0.0%			
江戸川区建築審査会	5	1	20.0%	1	0	0.0%			
江戸川区青少年問題協議会	29	8	27.6%	2	0	0.0%	29	8	27.6%
江戸川区都市計画審議会	23	2	8.7%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
江戸川区景観審議会	7	3	42.9%	2	0	0.0%			
江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議	12	8	66.7%	2	2	100.0%			
江戸川区財産価格審議会	12	5	41.7%	2	1	50.0%	5	1	20.0%
江戸川区建築紛争調停委員会	3	0	0.0%	1	0	0.0%			
江戸川区文化財保護審議会	12	4	33.3%	2	1	50.0%			
江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会	5	2	40.0%	1	0	0.0%			
江戸川区行政不服審査会	3	0	0.0%	1	0	0.0%			
江戸川区感染症の診査に関する協議会	5	0	0.0%	2	0	0.0%			
江戸川区廃棄物減量等推進審議会	15	5	33.3%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
江戸川区介護認定審査会	144	36	25.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区障害認定審査会	30	12	40.0%	2	0	0.0%			
江戸川区国民保護協議会	87	21	24.1%	1	0	0.0%	38	5	13.2%
江戸川区公契約審査会(旧公共調達審査会)	5	1	20.0%	1	0	0.0%			
江戸川区公契約監視委員会(旧公共調達監視委員会)	3	1	33.3%	2	1	50.0%			
江戸川区労働報酬等審議会	6	1	16.7%	1	1	100.0%			
江戸川区児童福祉審議会	16	6	37.5%	2	0	0.0%			
江戸川区子ども・子育て応援会議	28	12	42.9%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
江戸川区子どもの権利擁護委員(※)	7	5	71.4%	0	0	-			
江戸川区特別職報酬等審議会									
江戸川区区有地公募売却等事業予定者選定委員会									
江戸川区ネーミングライツパートナー選定委員会									
江戸川区新庁舎建設アドバイザリー会議	7	3	42.9%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
江戸川区表彰審査会	24	8	33.3%	2	0	0.0%			
諏訪善行賞表彰審査委員会									
江戸川区区民栄誉賞表彰審査会									
江戸川区新庁舎施工者選定方法等検討委員会	4	0	0.0%	1	0	0.0%			
公益通報委員会	5	2	40.0%	2	1	50.0%	5	2	40.0%

江戸川区立小・中学校改築工事基本設計及び実施設計業務委託プロポーザル審査委員会	6	1	16.7%	2	0	0.0%	3	0	0.0%
江戸川区文化振興審議会	9	4	44.4%	2	0	0.0%	2	1	50.0%
江戸川区スポーツ栄誉賞審議会(※)	44	3	6.8%	0	0	-			
江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会(※)	10	3	30.0%	0	0	-			
江戸川区体育優秀選手及び優秀団体並びに体育功労者表彰選考委員会	4	2	50.0%	1	1	100.0%			
江戸川区青少年育成及び地域スポーツ振興者表彰選考委員会(※)	6	2	33.3%	0	0	-	2	2	100.0%
江戸川区産業賞表彰選考委員会									
江戸川区福祉サービス苦情解決委員会(※)	3	1	33.3%	0	0	-			
江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会	26	7	26.9%	2	0	0.0%	1	1	100.0%
江戸川区地域密着型サービス運営委員会	8	4	50.0%	2	0	0.0%			
江戸川区地域包括支援センター運営協議会	12	4	33.3%	2	0	0.0%			
江戸川区老人ホーム入所判定委員会(※)	4	1	25.0%	0	0	-	4	1	25.0%
江戸川区地域自立支援協議会									
江戸川区予防接種健康被害調査委員会	7	1	14.3%	2	0	0.0%			
江戸川区小児慢性特定疾病審査会	6	2	33.3%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区大気汚染障害者認定審査会	5	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区公害健康被害認定審査会	8	0	0.0%	2	0	0.0%	1	0	0.0%
江戸川区公害健康被害補償診療報酬審査会	6	0	0.0%	2	0	0.0%			
江戸川区学校保健委員会(※)	24	10	41.7%	0	0	-	6	3	50.0%
江戸川区就学支援委員会	116	52	44.8%	2	1	50.0%	29	5	17.2%
江戸川区不適切契約事案の検証及び再発防止対策検討委員会	5	0	0.0%	1	0	0.0%			
合 計	944	272	28.8%	71	13	18.3%	176	38	21.6%

※会長職に相当する委員はない

(3) 設置要綱などにより、長の私的諮問機関として設置されている審議会等

名 称	全委員			正副会長			あて職の委員		
	委員総数	女性委員数	割合	総数	女性数	割合	委員総数	女性委員数	割合
江戸川区健全財政推進区民懇話会(旧健全財政推進区民懇話会)	6	2	33.3%	1	0	0.0%			
江戸川区外部評価委員会	6	2	33.3%	1	0	0.0%	6	2	33.3%
江戸川区学校給食等業務の民間委託業者選定委員会	8	3	37.5%	1	1	100.0%	7	3	42.9%
江戸川区自殺防止連絡協議会	30	8	26.7%	2	0	0.0%	19	6	31.6%
江戸川区自殺対策戦略会議	20	5	25.0%	2	0	0.0%	20	5	25.0%
江戸川区健康づくり推進協議会	22	9	40.9%	2	0	0.0%			
エコタウンえどがわ推進本部(※)	25	7	28.0%	0	0	-	18	1	5.6%
江戸川区明るい選挙推進委員連絡会	143	44	30.8%	2	1	50.0%			
東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理評価員(※)	3	1	33.3%	0	0	-			
東京都市計画事業南小岩七丁目土地区画整理評価員(※)	3	1	33.3%	0	0	-			
江戸川区消防団運営委員会	18	5	27.8%	1	0	0.0%	6	0	0.0%
スポーツ推進委員	54	22	40.7%	5	2	40.0%	2	2	100.0%
江戸川区青少年委員	57	22	38.6%	5	1	20.0%			
江戸川区交通安全連絡協議会									
合 計	395	131	33.2%	22	5	22.7%	78	19	24.4%

※会長職に相当する委員はない

附属機関等合計

合 計	1,365	408	29.9%	99	21	21.2%	254	57	22.4%
-----	-------	-----	-------	----	----	-------	-----	----	-------

令和6年度 人権・男女共同参画推進講座等一覧

No.	講座テーマ	該当する取組	講師	日程	会場	申込人数	参加人数	オンライン参加割合	保育人数
【講演会・映画上映会】4回									
1	男女共同参画週間記念講演会 「おひとり様」を選んだ私を尊重してーひとり死は怖い?ひとりで死なせるのは親不孝?-	No.43 男女共同参画週間記念講演会	東京大学名誉教授 上野 千鶴子(うえの ちづこ)	7月16日 (火)	タワーホール船堀 小ホール	会場: 219人 オンライン: 116人 合計: 335人	会場: 216人 オンライン: 70人 合計: 286人	24.5%	0人
2	拉致問題啓発舞台劇公演 「めぐみへの誓い-奪還-」 ※会場参加のみ	拉致問題の解決に向けた啓発促進に関する条例	劇団夜想会(げきだん やそうかい)上演	11月15日 (金)	総合文化センター 大ホール	会場: 1,144人	会場: 973人	会場開催のみ	東京都にて実施あり
3	第76回人権週間行事講演と映画のつどい ①講演の部:「紛争地、被災地に生きる人々の声~ 取材から見えてきたこと~」 ②映画の部:『最高の人生の見つけ方』 ※会場参加のみ	No.49 人権尊重意識の啓発	認定NPO法人Dialogue for People 代表 安田奈津紀(やすだ なつき)	12月4日 (水)	総合文化センター 小ホール	会場: 361人	会場: 331人	会場開催のみ	2人
4	平和映画上映会 『あの日のオルガン』	No.49 人権尊重意識の啓発	株式会社ムービーマネジメント カンパニー 鶴澤 秀記(うざわ ひでのり)	3月3日 (月)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 222人	会場: 150人	会場開催のみ	0人
講演会計						2,062人	1,740人	24.5%	(保育2人)

※オンライン併用開催のみ

【講座・ワークショップ】15回

1	男性家事入門 チャレンジ! クッキング! ※会場参加のみ、父子1名ずつの参加	No.2 ワーク・ライフ・バランスを促進する講座の実施	児童館での子ども向けおやつ教室等を実施 古町 孝子(ふるまち たかこ)	4月14日 (日)	東部フレンドホール 料理講習室	会場: 16人	会場: 16人	会場開催のみ	0人
2	「痴漢」泣き寝入りしません~子どもを守るために 周囲ができること~ ※講師リモート出演	No.117 若年層に向けた広報媒体の拡充	(一社)痴漢抑止活動センター 代表理事 松永 弥生(まつなが やよい)	4月20日 (土)	タワーホール船堀 303会議室	会場: 8人 オンライン: 24人 合計: 32人	会場: 8人 オンライン: 16人 合計: 24人	66.7%	0人
3	トランスジェンダーにとっての現在と未来	No.49 人権尊重意識の啓発	群馬大学准教授 高井 ゆと里(たかい ゆとり)	5月11日 (土)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 28人 オンライン: 59人 合計: 87人	会場: 25人 オンライン: 33人 合計: 58人	56.9%	0人
4	なぜ「日本語上手ですね」とほめたらよくないの? ~何気ない言葉で誰かを傷つけてしまう前に、知つておきたいこと~ ※講師リモート出演	No.49 人権尊重意識の啓発	カリフォルニア大学バークレー 校・客員研究員 下地 ローレンス吉孝(しもじ ろーれんすよしたか)	5月17日 (金)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 21人 オンライン: 66人 合計: 87人	会場: 13人 オンライン: 44人 合計: 57人	77.2%	0人
5	もしも性暴力被害に遭ったら~ワークショップで当事者視点を知る~ &バーブルリボン啓発 アロマキャンドルづくり ※会場参加のみ	No.116 犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	性暴力被害者支援プラットフォーム「THYME」運営 ト田 素代香(うらた そよか)	6月10日 (月)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 16人	会場: 14人	会場開催のみ	0人
6	なぜ広がらない?男性の育児休業	No.2 ワーク・ライフ・バランスを促進する講座の実施	毎日新聞東京本社社会部記者 加藤 昌平(かとう しょうへい)	6月27日 (木)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 9人 オンライン: 23人 合計: 32人	会場: 16人 オンライン: 14人 合計: 30人	46.7%	0人
7	想いを伝えるコミュニケーション講座~家庭でも! 職場でも!知つておきたい アサーティブ~	No.49 人権尊重意識の啓発	特定非営利活動法人アサーティブジャパン理事・認定講師 大井 健司(おおい けんじ)	8月3日 (土)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 34人 オンライン: 33人 合計: 67人	会場: 28人 オンライン: 28人 合計: 56人	50.0%	0人
8	病と過ごす子どもたちに私たちができること~院内 学級の子どもたちが教えてくれた大切なこと~	No.49 人権尊重意識の啓発	昭和大学大学院保健医療学 研究科准教授 副島賢和(そえじま まさかず)	8月27日 (火)	タワーホール船堀 研修室	会場: 39人 オンライン: 54人 合計: 93人	会場: 39人 オンライン: 54人 合計: 93人	60.7%	0人
9	男性更年期と女性更年期のサバイバルガイド	その他	NPO法人ちえぶら認定更年期 ライフデザインファシリテーター 菊地志麻(きくち しま)	9月7日 (土)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 24人 オンライン: 27人 合計: 51人	会場: 20人 オンライン: 20人 合計: 40人	50.0%	0人
10	リベンジポルノ削除 訹謗中傷開示請求の現場から~ネット犯罪の最新動向を知る~	インターネット健全利用促進条例	ライツテック株式会社 取締役社長 櫻庭 弘貴(さくらば こうき)	9月27日 (金)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 15人 オンライン: 54人 合計: 69人	会場: 12人 オンライン: 38人 合計: 50人	76.0%	0人

11	“死にたい・消えたい気持ち”を考える～ジェンダーの視点からみる女性の依存症～	No.85 リブロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	NPO法人リカバリー代表 大嶋栄子(おおしま えいこ)	10月24日	(木)	タワーホール船堀 307会議室	会場: 30人 オンライン: 77人 合計: 107人	会場: 18人 オンライン: 59人 合計: 77人	76.6%	0人
12	どうしたらストーカーを止めさせられるのか～4000人の被害者・700人の加害者との対峙から～ ※オンライン開催	No.112 「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	NPO法人ヒューマニティ理事長 小早川明子(こばやかわ あきこ)	11月27日	(水)	Zoom	オンライン: 63人	オンライン: 43人	100.0%	0人
13	実は身近な流産・死産 自分が当事者になったとき、家族・友人・職場の仲間として知っておくべきこと	No.85 リブロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	iKizuku共同代表 藤川 なお・星野 よしみ(ふじかわ なお・ほしの よしみ)	1月19日	(日)	タワーホール船堀 研修室	会場: 7人 オンライン: 44人 合計: 51人	会場: 10人 オンライン: 37人 合計: 47人	78.7%	0人
14	知っておきたいハラスメントあれこれ	その他	日本アンガーマネジメント協会認定 アンガーマネジメントコンサルタント 江野本 由香(えのもと ゆか)	2月26日	(水)	タワーホール船堀 401会議室	会場: 23人 オンライン: 46人 合計: 69人	会場: 14人 オンライン: 28人 合計: 42人	66.7%	0人
15	「えどがわの女性」50号記念講座＆座談会 ・講座「社会と文学とジェンダーと」 ・座談会「「えどがわの女性」を振り返って」	No.1 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方等の周知	元「えどがわの女性」講師 樋口 政則(ひぐち まさのり) 文芸評論家 斎藤 美奈子(さいとう みなこ)	3月12日	(水)	タワーホール船堀 研修室	会場: 37人 オンライン: 21人 合計: 58人	会場: 47人 オンライン: 20人 合計: 67人	29.9%	0人
							講座計	898人	710人	61.4% (保育0人)

※オンライン併用開催のみ

【デートDV予防出張講座】4回

1	小岩第二中学校三年生	No.53「デートDV予防講座」	株式会社明日葉 ファシリテーター 細川一美氏	4月16日	(火)	小岩第二中学校体育館	170人	133人	会場開催のみ	—
2	瑞江第二中学校全校生徒	No.53「デートDV予防講座」	株式会社明日葉 ファシリテーター 細川一美氏	9月11日	(水)	瑞江第二中学校体育館	400人	341人	会場開催のみ	—
3	春江中学校二年生	No.53「デートDV予防講座」	株式会社明日葉 ファシリテーター 細川一美氏	12月10日	(火)	春江中学校体育館	140人	140人	会場開催のみ	—
4	共育プラザ平井来館者	No.53「デートDV予防講座」	株式会社明日葉 ファシリテーター 細川一美氏	1月18日	(土)	共育プラザ平井	10人	3人	会場開催のみ	—
デートDV予防出張講座計							720人	617人	0.0%	(保育実施せず)

※オンライン併用なし

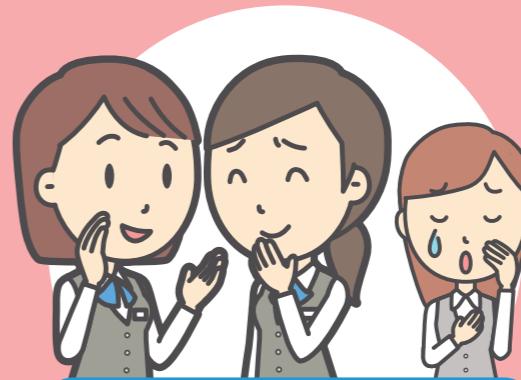
総計	3,680人	3,067人	(オンライン504人)	(保育2人)
オンライン併用形式におけるオンライン参加割合(総計)			49.9%	



NO! ハラスメント!



業務上明らかに必要性のない言動



性的な冗談やからかい



インターネット上の誹謗中傷



従業員個人への攻撃・要求

江戸川区の

相談支援窓口ができました!

相談に応じて、適切な窓口につなぎます！

03-5664-6559

総合労働相談コーナー：0120-601-556 (厚生労働省)

みんなの人権110番：0570-003-110 (法務省)

男女共同参画を取り巻く社会的背景や国等の動向

1	近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景.....	2
2	(国) 第5次男女共同参画基本計画における分野別方向性.....	12
3	東京都の動き	15
4	東京都男女平等参画推進総合計画 計画の体系.....	17
5	第5次男女共同参画基本計画 用語解説	19

1 近年の男女共同参画を取り巻く社会的背景

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大がもたらした影響

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、男女ともに大きいが、特に女性への影響が甚大であった。女性の就業者が多い飲食・宿泊業等のサービス業を直撃し、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が急速に悪化した。
- DV 相談に関する調査研究では、新型コロナウイルス感染症による仕事や勤務形態の変化、感染、療養等による生活不安・ストレスから、配偶者等からの暴力が生じやすい機会・状況が増えたと報告された。
- 家族の姿が変化し、共働き世帯が増加している中、女性は従来通りの家事・育児に加え、仕事での活躍も求められ、負担が増加している。このことは、学校休校等の措置が取られたコロナ下において、改めて顕在化した。
- 企業のテレワーク実施率が、令和元（2019）年は約2割にとどまっていたが、令和3（2021）年で5割を超えた。
テレワークの導入による、働く場所にこだわらない多様な働き方が、男性の家事・育児の参画の拡大を促すことが期待された。
- テレワーク実施率は新型コロナウイルス感染症感染拡大期よりも下がり、一部でコロナ前に戻る動きもみられるが、生活様式や働き方を元に戻すのではなく、コロナ下の経験から学び、コロナ前よりもより良い状態にすることが必要である。

(2) 人口減少社会の本格化と未婚・単独世帯の増加

- 今後、国全体のみならず地方においても人口構成や世帯構成にますます大きな変化が生じることが想定される。女性の活躍を推し進めることは、女性本人の経済的自立や自己実現に資するのみならず、我が国社会全体として、地域社会の担い手の確保や、多様な視点による生産性向上・イノベーションを通じて、経済社会の持続可能性向上にもつながる。

(3) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

- 令和6（2024）年の我が国の平均寿命は男性81.09歳、女性87.13歳であり、我が国は世界有数の長寿社会を迎えており。また、90歳まで生存する者の割合は男性25.8%、女性50.2%である。このように我が国は女性の半数が90歳まで生存する社会となっている。一方、令和6年の平均寿命と令和4（2023）年の健康寿命の差を見ると、男性が8.52歳、女性は11.69歳と、女性の方が約3年長いため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる。また、今後は、女性のみならず男性も、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。
- 人生100年時代の到来の一方で、企業も多様な人材が活躍できるように、従来の男性片働き世帯が多い時代の「フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年まで」という働き方を改革しつつある。これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、若いときからその時々の人生ステージにおいてすべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められている。

○男性も女性も若いうちから人生 100 年時代を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事（ワーク）と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたって自立した生活を維持することに役立つ。また、こうした生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、それによるとどまらず、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割をもつことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。このように、働き方・暮らし方の変革が求められている。

○無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス、用語解説 22 頁参照）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることもある。働き方・暮らし方の変革の実現にとって、こうした固定的な性別役割分担意識（用語解説 19 頁参照）や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。

○人生 100 年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護等を両立できる環境の整備、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消及び固定観念の打破に取り組むことが求められている。

○「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022」（女性版骨太の方針 2022）にて、男性の家庭・地域社会における活躍が史上初めて柱として打ち立てられた。

○令和 4（2022）年 7 月 8 日、厚生労働省は女性活躍推進法の省令を改正し、同日施行した。今回の改正で、女性の活躍に関する情報公表項目として「男女の賃金の差異」を追加し、常用労働者 301 人以上の大企業に対し、各事業年度の「男女の賃金の差異」の実績に関して、その事業年度の終了からおおむね 3 カ月以内における情報公表を義務化した。

○令和 7（2025）年 6 月、令和 8（2026）年 3 月 31 日までとされていた女性活躍推進法の有効期限が、令和 18（2036）年 3 月 31 日まで延長され、6 月 11 日に公布された。

公布後は、以下の変更が行われる。

①ハラスメント対策の強化【施行日：公布後 1 年 6 カ月以内の政令で定める日】

事業主は、カスタマー・ハラスメント（顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により、労働者の就業環境を害すること）対策が義務化される。

また、就職活動中の学生やインターンシップ生等に対するセクシュアル・ハラスメントについても、対策が義務化される。

いずれについても、事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針を示すこととされた。

あわせて、国は、職場におけるハラスメントについて情報発信等の啓発活動を行うこととされた。

②女性の活躍に関する情報の公表【施行日：令和 8 年 4 月 1 日】

従業員 101 人以上の企業は、男女賃金差異及び女性管理職比率の情報公表が義務となる。

③女性の健康課題に係る取組【施行日：令和 8 年 4 月 1 日】

取組を促すこととともに、法律上も重要であることを明確化する。

また、優良企業（えるぼし、プラチナえるぼし）認定において、女性の健康支援に関するプラス認定を創設する。

(4) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大

- 主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合が概ね30%以上となっている一方、我が国では16.3%（令和6（2024）年）であるなど、役員や管理職等の意思決定過程への女性の登用は十分でなく、国際的に見てもいまだ大きく遅れている。企業としては、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、さらには役員へという女性登用のパイプラインを構築することが求められている。
- 第4次男女共同参画基本計画を策定後、増加した女性の就業者には、パートや派遣社員等の非正規雇用に従事する者が約125万人含まれている。これらの就業形態は多様な就業ニーズに応えるというプラスの面もあるが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間には給与等の待遇面での格差が存在しており、非正規雇用労働者に女性が多いことと相まって男性と女性の間の待遇差につながっていると考えられる。また、こうした待遇差が、すべての年代の女性の貧困の背景にもなっていると考えられる。したがって、非正規雇用労働者の能力開発やキャリア形成支援等を通じた、待遇改善や正規雇用労働者への転換の取組を進めていくことが必要である。また、女性が十分に活躍できない背景となっている、男性片働き世帯が多い時代に形成されたいわゆる「男性中心型労働慣行」（長期継続雇用を前提に、長時間労働や転勤等を当然とする働き方を前提とした雇用システム）等の見直しも、引き続き進めていくことが重要である。
- 女性の政策・方針決定過程への参画には一定の進捗が見られるものの、諸外国では新しい社会を切り拓く観点から政治分野や経済分野でのジェンダー（用語解説19頁参照）平等を進めており、我が国は、現状において大きく差を広げられている。ジェンダー平等を社会変革の推進力としてきた諸外国の水準を目指すとともに、上述の「人口減少社会」や「人生100年時代」を明るい未来にしていくために、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一段と加速させることが喫緊の課題である。
- 令和5（2023）年4月23日に第20回統一地方選挙が行われ、当選人のうち女性の比率は、全国の市区町村議会議員では20.7%（11,553人中2,390人）、特別区議会議員では36.8%（817人中301人）、江戸川区議会議員では36.4%（44人中16人）であった。
なお、統一地方選挙が行われなかった自治体を含む全地方議会議員の女性比率は、15.9%（29,155人中4,636人、令和4（2022）年12月31日現在）であった。
- 令和7（2025）年7月20日に第27回参議院議員通常選挙が行われ、当選人のうち女性の比率は、33.6%（125人中42人）であり、過去最多となった。
なお、候補者のうち女性の比率は、29.1%（522人中152人）であり、令和4（2022）年の参議院選挙の181人に次いで、過去2番目に多い女性候補者数であった。
- 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025」（女性版骨太の方針2025）では、いつでも・どこにいても、誰もが自分らしく生きがいを持って生きられる社会の実現が掲げられ、第5次男女共同参画基本計画で決定した成果目標の達成や施策の実施に向けた取組の更なる具体化を行うとともに、新たに取り組む事項として、I「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」、II「全ての人が希望に応じて働くことができる環境づくり」、III「あらゆる分野の意識決定層における女性の参画拡大」、IV「個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現」、V「女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化」の5つについて、今後、重点的に取り組むべき事項を定めることとした。

(5) デジタル化社会への対応 (Society5.0 (用語解説 21 頁参照))

○近年の目覚ましい技術革新は、従来にないスピードで社会構造の変革をもたらしている（第4次産業革命）。スマートフォンの普及やセンシング技術の高度化、5Gの普及によって人々の行動やモノの状態はデータとして集約され続けている。蓄積されたビッグデータをAIが解析することで、マーケティングや営業・販売プロセス等で活用されるなど、デジタル技術は我々の生活に深く浸透しつつある。

○令和4（2022）年11月30日にOpen AI社が公開した「ChatGPT」等の「生成AI」が急速に発展した。生成AIは、入力した条件に基づき、インターネット上の公開情報から自動学習を行い、文章、画像、音声、音楽、動画等を生成することができる。自然な文章表現や条件に合った画像等が短時間で生成されるため、生産性の向上や働き方の変革が期待されている。ただし、インターネット上の公開情報が学習に使用されるために、著作権の問題やプライバシー侵害が生じる恐れや、事実とは異なる情報がもっともらしく表現されるといった課題があるため、生成されたものについて、事実関係の確認が必要である。また、ジェンダーや宗教等に関する倫理的な配慮も重要である。

令和5（2023）年9月7日のG7構成国・地域による「広島AIプロセス閣僚級会合」においては、開発を含む全てのAI関係者向けの国際的な指針を年内に策定することとされた。

令和6（2024）年5月に、安全・安心・信頼できるAIの実現に向け、広島AIプロセスの精神に賛同する国々の自発的な枠組みである「広島AIプロセス・フレンズグループ」が発表され、令和6年6月現在、G7各国やEU等、53の国及び地域が参加している。

○令和6（2024）年5月21日に、EU理事会にて、人工知能を包括的に規制する規則案（AI法案）が採択され、同法が成立した。AI法は同年8月に発行し、令和7（2025）年2月には人の潜在意識に働きかける等のリスクが最も高いAIの使用が禁止される等、令和8（2026）年8月にかけて段階的に適用され、EU域内で事業を展開する日本企業も対応が必要となる。

○デジタル化の進展により、これまで人間の行っていた労働や家事は補助・代替されることとなり、生み出された余剰時間により、新しいサービスモデルの構築（DX：デジタルトランスフォーメーション）の創造が期待される。人々はこれまでの財・サービスの提供のあり方を見直し、または潜在的なニーズを具現化するなど、新事業の創出に注力できるようになる。

○一方、多くの産業・職業が、情報技術や電子工学、機械工学と密接に関わるため、この分野の人材の獲得競争は世界的に激化しており、性別を問わず人材育成が急務である。OECD諸国においては、女子学生の理工系進学支援によってSTEM分野（理工系教育）やデジタル・テクノロジー分野でのジェンダー・ギャップ（男女間の格差）を縮小させ、経済発展の原動力たるイノベーション領域で女性が公平に評価され、活躍できるような環境整備が急速に進められている。

○デジタル化社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタル・デバイド（情報格差）を防ぐことが肝要であり、教育や地域社会での取組が求められる。

○令和7（2025）年7月に、新・デジタル人材育成プランが決定され、デジタルスキルを活かした女性活躍の具体的な姿として、1「デジタル人材として就業し、活躍する」、2「育児・介護等と両立させながらデジタルを活用して働く」、3「デジタルスキルを身につけてキャリアアップ等を図る」、4「デジタル技術を活用して起業・事業展開を図る」の4パターンを示し、必要な支援策が示された。

あわせて、地方公共団体の指導的地位にある層を中心に意識啓発を図る、中小企業におけるDXの推進など地域におけるデジタル人材の需要の創出につながる取組に対する支援を行う、育児・介護等と両立できる柔軟な働き方の推進や長時間労働の是正等、女性デジタル人材の育成に向けた社会基盤・環境の整備を行うこととされた。

(6) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識

- 性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- 世界的にもSNSを中心にセクシュアル・ハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する大規模な社会運動が起こるなど、女性に対する暴力に関する問題の根深さが改めて浮き彫りになり、これらの問題の根絶を求める声も高まっている。
- 女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性がある。また、暴力の被害者は、その後も長期にわたる心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的な苦境に陥ったりするなど、貧困等生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合もある。
- 情報通信技術(ICT)の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性に対する暴力も一層多様化している。
- こうした状況を踏まえ、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて強力に取り組む必要がある。
- 教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えることを防ぐために、性暴力で教員免許を失効した教員への免許再交付についての基準の厳格化に向けた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が令和3(2021)年5月に成立した。
- 平成29(2017)年6月に性犯罪に関する刑法が改正され、親告罪の規定(被害者による告訴がなければ公訴を提起できない規定)がなくなり、告訴がなくても起訴できるようになりました。また、被害者を女性に限定されてきた対象が男性も含めるようになり、法定刑の下限が引き上げられた。
- 令和4(2022)年4月1日に民法の一部改正が施行され、成年年齢引き下げに伴い、アダルトビデオ(AV)出演強要被害の増加が懸念されることから、令和4年3月に「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージがまとめられ、若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化、被害者保護に係る各種法制度の運用強化、AV人権倫理機構の自主規制が掲げられた。
- 全ての年齢・性別の者についてAV出演被害の防止・被害者の救済を目的とする、AV出演被害防止・救済法が令和4(2022)年6月に施行された。同法では、出演者に性行為を強制してはならないこと、公序良俗に反する契約や違法な行為を容認するものでも、合法化するものでもないこと等の基本原則を明らかにした上で、制作公表者の書面交付及び説明義務、公表後一定期間の無条件解除権、国などの相談体制等の整備義務、制作公表者等に関する罰則などについて定めた。
- 令和4(2022)年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が議員立法で成立。
基本理念として、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく支援が実施さ

れるようにすること、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることを定めた。

同法は令和6年4月1日に施行され、各種女性支援事業が展開されている。

○令和5（2023）年5月12日に配偶者暴力防止法が改正され、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化等が行われた。この改正法は一部の規定を除き令和6（2024）年4月1日に施行され、主に次のように変更される。

①接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者について、配偶者から「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者を追加

また、接近禁止命令の発令要件について、「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれが大きいとき」に拡大

②接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長

③電話等禁止命令の対象行為に、緊急時以外の連続した文書の送付・SNS等の送信、緊急時以外の深夜早朝のSNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加

④被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令の要件を満たす場合について、当該子への電話等禁止を創設

⑤退去等命令の期間について、住居の所有者又は賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより6か月（原則は2か月）とする特例を新設

⑥保護命令違反の罰を1年以下の懲役／100万円以下の罰金から2年以下の懲役／200万円以下の罰金に厳罰化

○令和5（2023）年6月16日に性犯罪に関する刑法等が改正され、強制性交等罪の「不同意性交等罪」への改称等が行われた。この改正法は同年7月13日に施行され、次のように変更された。

①暴力・脅迫やアルコール・薬物の使用、経済・社会的地位の利用などにより「同意しない意思を形成・表明・全うすること」を困難にさせての性的行為が処罰される。

②16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると処罰される（相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき）。

③わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などが処罰される。

④性的な画像の盗撮・提供は「撮影罪」・「提供罪」として処罰される。

⑤性犯罪の公訴時効期間が延長された（6月23日施行）。

○令和5（2023）年7月26日に「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」がまとめられ、①加害を防止する強化策、②相談・被害申告をしやすくする強化策、③被害者支援の強化策の三つの強化策を確実に実行することとされた。あわせて、同年8～9月に緊急啓発期間を実施すること、被害実態等を的確に把握し実証的に政策立案を行っていくことが掲げられた。

○令和6（2024）年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）が成立し、同月26日に公布された。

この法律は、学校、児童福祉施設等、学習塾等における教員や教育保育等従事者等による児童への性暴力等の防止を求めるものであり、事業者からの申請に応じて従事者の犯罪事実を確認できる仕組み（日本版DBS）の創設等が盛り込まれ、公布から2年6か月以内に施行される。

令和7（2025）年9月12日には、日本版DBSの運用指針策定の基になる「中間とりまとめ」案が示された。この案では、日本版DBSを利用可能な事業者について、子ども食堂や芸能事務所等も

含むこととされ、学校を含む最大約 23 万の事業者が対象となる見込みである。また、犯歴情報の厳格な扱いを求めていはるほか、SNS での私的なやり取りは「不適切な行為」であり、性暴力につながり得ること等を明記している。

(7) 頻発する大規模災害

- 大規模災害の発生は、すべての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受ける。このような非常時には、平常時における固有的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女児に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいうこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化するからである。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められる。
- 4次計画策定後も、平成 28 (2016) 年熊本地震、平成 29 (2017) 年九州北部豪雨、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨、令和元 (2019) 年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和 2 (2020) 年 7 月豪雨、令和 6 (2024) 年能登半島地震等、大規模災害が発生し、また、今後、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生が想定される。
- 「地域防災」は、男女が協働し、意思決定することの意義が見えやすい分野であり、地域における男女共同参画を推進するに当たっての、効果的な導入点になり得る。
- 今後も、大規模災害が発生する可能性があることを見据え、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担等が集中することがないようしていく必要がある。

(8) SDGs の達成に向けた世界的な潮流

- 男女共同参画社会基本法第 7 条では、我が国の男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならないとされている。こうした中、平成 27 (2015) 年 9 月に国連で持続可能な開発目標 (SDGs、用語解説 20 頁参照) を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組を進めている。
- 我が国においても、SDGs 実施指針において、日本の「SDGs モデル」の確立に向けた取組の 8 つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。
- ジェンダー平等及びジェンダーの視点をあらゆる施策に反映 (ジェンダー主流化) し、政府機関、民間企業や若者を含めた市民社会などすべてのステークホルダー (利害関係者) が連携して一層の取組を進める。これにより、国際社会と協調して我が国の責務を果たし、ゴール 5 を含む SDGs 全体の達成など、国際的な取組の推進に貢献する。

(9) LGBTQ (レズビアン：同性を恋愛や性愛の対象とする女性、ゲイ：同性を恋愛や性愛の対象とする男性、バイセクシュアル：同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人、トランスジェンダー：出生時の戸籍上の性とは異なる性自認 (用語解説 21 頁参照) を有する人、クィア：性的マイノリティの総称、クエスチョニング：自分のセクシュアリティを探求中の) に関する社会動向

- 平成 14 (2002) 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成 14 年 3 月 15 日閣議決定) に同

性愛者への差別といった性的指向（用語解説 21 頁参照）に係る問題の解決に資する施策の検討を行うことが盛り込まれる。

- 平成 16（2004）年に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成 15 年法律第 111 号）が施行され、二十歳以上であること・現に婚姻をしていないこと・現に未成年の子がないこと・生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること・その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの 5 項目のいずれにも該当している場合、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようになった。
- 平成 24（2012）年に「自殺総合対策大綱」（平成 24 年 8 月 28 日閣議決定）で自殺の恐れが高い層として「性的マイノリティ」に言及し、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する等が取り上げられている。
- 平成 26（2014）年に文部科学省が学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査を公表し、平成 27（2015）年に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」を発出した。また、平成 28（2016）年には、教職員向けの手引「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発出した。
- 平成 27（2015）年に LGBT に関する課題を考える国会議員連盟発足（超党派）。文部科学省が「性的マイノリティ」の児童生徒全般に配慮を求める通知を発出。東京都渋谷区と世田谷区が同性パートナーの証明書の発行を行う制度を開始。「第 4 次男女共同参画基本計画」（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合への対応が盛り込まれる。
- 平成 29（2017）年に男女雇用機会均等法（昭和 47 年法律第 113 号）に基づく事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針が施行され、被害者の性的指向・性自認にかかわらず職場におけるセクシュアル・ハラスメントが対象となることが明記された。性的指向や性自認をからかいいやいじめの対象とする言動もセクシュアル・ハラスメントに当たり許されないことを明確化する人事院規則の運用通知の改正。いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づく基本方針が改定され、LGBT への対応が盛り込まれる。2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会において開催に必要な物品・サービスの調達基準や運用方法などを定めた調達コードに、LGBT などを含めた「社会的少数者」の権利尊重を規定。性的指向と性自認に関する施策を推進するための地方自治体議員連盟が発足した。
- 「刑法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年 6 月 16 日参議院法務委員会）や「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 29 年 6 月 13 日参議院厚生労働委員会）において、LGBT に関する項目が盛り込まれた。
- SOGI ハラ（SOGI（性的指向）や性自認に関するハラスメント）・アウティング（性的指向や性自認を本人の同意なく第三者に暴露すること）防止策を措置義務とするパワハラ防止法（改正労働施策総合推進法）が令和 2（2020）年 6 月に施行された。同法では、SOGI ハラやアウティングを行った人が罰せられるわけではなく、防止策を怠った企業が罰せられる。
- 令和 5（2023）年 6 月 16 日に「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT 理解増進法）が成立し、23 日に施行された。同法では、基本理念に「全ての国民が、その性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものとの理念にのっとり、性的指向又はジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならない」と盛り込まれた。

(10) ハラスメント関係の法改正の動向

- 仕事の世界における暴力とハラスメントの問題を扱う初の国際労働基準である「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」(ILO 第 190 号条約) が採択された。日本は未批准。
- 令和元（2019）年 6 月 5 日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正された（令和 2（2020）年 6 月 1 日施行）。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となった。
- 労働施策総合推進法では、国の施策に「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決の促進」（ハラスメント対策）が明記された。
- 労働施策総合推進法では、パワーハラスメント防止対策の法制化。①事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務（相談体制の整備等）を新設 あわせて、措置の適切・有効な実施を図るための指針の根拠規定を整備 ②パワーハラスメントに関する労使紛争について、都道府県労働局長による紛争解決援助、紛争調整委員会による調停の対象とともに、措置義務等について履行確保のための規定が整備された。
- 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法では、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化。①セクシュアル・ハラスメント等に起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化 ②労働者が事業主にセクシュアル・ハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止し、パワーハラスメント及びいわゆるマタニティ・ハラスメント（上司・同僚からの職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント）についても同様の規定が整備された。

(11) 男性の育休・産休・介護休業等の制度改正の動向

- 令和 3（2021）年 6 月に育児・介護休業法が改正され、令和 4（2022）年 4 月 1 日から段階的に施行された。

- 1 雇用環境整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化【令和 4 年 4 月 1 日施行】
 - (1) 育児休業を取得しやすい雇用環境を整備するため、育児休業・出生時育児休業に関する研修の実施、相談窓口の設置等の 4 項目のうち、いずれかの措置を講ずることを義務化
 - (2) 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行うことを義務化
- 2 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和【令和 4 年 4 月 1 日施行】
有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件のうち「引き続き雇用された期間が 1 年以上」の要件を撤廃し、育児・介護休業取得要件を緩和
- 3 出生時育児休業（産後パパ育休）の創設【令和 4 年 10 月 1 日施行】
育児休業とは別に取得可能。また、子の出生後 8 週間以内に 4 週間まで取得することができ、分割して 2 回まで取得可能
- 4 育児休業の分割取得等【令和 4 年 10 月 1 日施行】
男性の育児休業取得促進のため子が 1 歳になるまで、分割して 2 回まで取得が可能となり、保育所に入所できない等の理由により 1 歳以降に延長する場合は、育休開始日が柔軟化

5 育児休業取得状況の公表の義務化【令和5（2023）年4月1日施行】

常時雇用する労働者数が1,000人を超える事業主に対し、育児休業等の取得の状況を毎年1回以上公表することを義務化

○令和6（2024）年5月に育児・介護休業法が改正され、令和7（2025）年4月1日より、常時雇用する労働者数が300人を超える事業主に対し、育児休業等の取得の状況を毎年1回以上公表すること、介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認を行うことが義務化されることとなった。

○令和6（2024）年5月6月に雇用保険法等が改正され、令和7（2025）年4月1日より、子の出生直後の一定期間以内（男性は子の出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の育児休業を取得する場合に、最大28日間、休業開始前賃金の13%相当額を給付し、育児休業給付とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）へと引き上げることされた。

2 (国) 第5次男女共同参画基本計画における分野別方向性

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- 指導的地位（用語解説20頁参照）に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。
- 改正女性活躍推進法に基づき、新たに義務付けられる取組内容について、あらゆる機会を通じて事業主に対し周知
- 女性の起業・創業の活性化や女性起業家の成長・発展を促進
- 令和5年12月に、以下の数値目標が設定された。
 - ・東証プライム市場上場企業役員に占める女性の割合：19%（2025年まで）
 - ・東証プライム市場上場企業のうち、女性の役員が登用されていない企業の割合：0%（2025年まで）
 - ・テレワーク導入企業の割合（全国）：55.2%（2025年度まで）
 - ・テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合：25.0%（2025年度まで）

第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

- 男性の育児休業の取得促進
- 就活セクハラ（OB・OG訪問や、面接などの際に就職活動中の人人が受けるセクシュアル・ハラスメント）の防止
- 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消
- 非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換を促進
- 子育て・介護等の両立や仕事から一定期間離れたものに配慮した多様な再就職等の支援を推進
- 再就職希望者等に対するリカレント教育（学校教育から離れた後の社会人の学び直し）を推進し、学び直し等の充実

第3分野 地域における男女共同参画の推進

- 女性デジタル人材の育成や「新たな日常」に対応した多様で柔軟な働き方の定着、様々な課題・困難を抱える女性への支援
- 農業委員や農業協同組合等の理事に占める女性の割合の向上や女性登用ゼロからの脱却に向けた取組
- 自治会をはじめとする地域に根差した組織・団体の長となる女性リーダーを増やすための機運の醸成や女性人材の育成

第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進

- 若手研究者ポストや研究費採択で、育児等による研究中断に配慮した応募要件
- 大学や研究機関における、アカデミック・ハラスメントなど各種ハラスメントの防止のための取組
- 女子生徒の理工系進路選択の促進

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和2年から4年の3年間を「集中強化期間」として取組を推進
- 「生命（いのち）を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ように子どもの発達段階に配慮した教育
- 新型コロナウイルス感染症の影響による在宅時間の増加による家庭内の暴力の増加や深刻化に対応するため、DV相談支援体制を強化
- SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動

第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

- ひとり親家庭への養育費の支払い確保
- 高齢男女の就業を促進
- 人権教育・啓発活動の促進

第7分野 生涯を通じた健康支援

- 子宮頸がん検診・乳がん検診の更なる受診率向上
- 不妊治療の経済的負担の軽減と、不妊治療と仕事との両立に関する職場環境の整備
- 職場等における更年期の健康に関する研修や啓発活動の取組及び相談体制の構築
- 「スポーツ団体ガバナンスコード」※に基づく各中央競技団体における女性理事の目標割合（40%）の達成に向けた取組
※スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範を示す。
- 競技者に対する性的意図をもった写真や動画の撮影・流布などによるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。また、各スポーツ団体における、競技者等に対する各種ハラスメント根絶に向けたコンプライアンス（法令遵守）教育の実施

第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

- 市町村防災会議について、女性委員のいない会議を早期に解消するとともに、女性委員の割合を増大する取組を促進
- 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置
- 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底や研修の充実

第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

- 働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、諸控除の更なる見直しを進める。
- 社会保障制度については、更なる被用者保険（主に個人事業主や、短時間労働のため会社の健康保険に加入できない人が加入する健康保険）の適用拡大を進める。
- 第3号被保険者（国民年金の加入者のうち、厚生年金、共済組合に加入している第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者（年収が130万円未満の人））については、縮小する

方向で検討

- 旧姓の通称使用拡大
- 夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める
- 「新子育て安心プラン」を踏まえた保育の受け皿整備
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの受け入れ児童数の拡大

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

- 校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。
- 校長・教頭への女性の登用
- 固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)による悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進

第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

- SDGs達成に向けた取組を広範なステークホルダーと連携して推進・実施

3 東京都の動き

○東京都は、平成 12 (2000) 年 3 月に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成 14 (2002) 年 1 月に男女平等参画のための東京都行動計画「チャンス＆サポート東京プラン 2002」を策定して以降、平成 19 (2007) 年 3 月に「プラン 2007」、平成 24 (2012) 年 3 月に「プラン 2012」を策定してきた。

○平成 29 (2017) 年 3 月には、女性活躍推進法に基づく「東京都女性活躍推進計画」と、配偶者暴力防止法に基づく「東京都配偶者暴力対策基本計画」の両計画で構成する「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定し、令和 4 (2022) 年 3 月に改定した。

改定後の「東京都男女平等参画推進総合計画」では、「誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり」、「根強い固定的性別役割分担意識等の変革」、「男女間のあらゆる暴力の根絶」の 3 つの視点から取組を強化・加速することとしている。

○令和 4 (2022) 年度第二回都議会定例会において、東京都男女平等参画基本条例を改正した。

改正内容は、都の審議会等の委員構成について、「男女いずれの性も 40% 以上」となるよう努めるとともに、一つの性のみで組織しないこととし、原則として都の全審議会等に適用することを規定。条例改正に伴い、都の審議会等の委員構成についてクオータ制（用語解説 19 頁参照）を導入した。

○平成 30 (2018) 年 10 月には、性自認や性的指向等を理由とする差別の解消、及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消への取組について規定する「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を策定し、同条例に基づき「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を令和元 (2019) 年 12 月に公表した。

○令和 4 (2022) 年 11 月 1 日より、「東京都パートナーシップ宣誓制度」の運用が開始された。

①対象者

- 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の
人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者
- 都内在住、在勤又は在学

②概要

- 申請手続は、「東京都パートナーシップ宣誓制度届出等管理システム」（以下「届出システム」という）にて、原則オンラインで完結
- 「東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書」（以下「受理証明書」という）を届出システムにて発行。PC、タブレット端末、スマートフォン等からアクセス可能
- 希望に応じて受理証明書の特記事項欄に「子の名前」を記載することが可能

③受理証明書の活用

- 都営住宅等への入居申し込み、犯罪被害者への支援事業、都立病院における診療情報の提供、里親の認定登録等
- 先行する都内自治体の証明書との相互利用（協定締結）
- 民間事業者の各種サービスや福利厚生における活用の働きかけを実施

④受理証明書の交付組数（令和 7 (2025) 年 9 月 30 日時点）

- 1,845 組

○令和 6 (2024) 年 3 月に、困難女性支援法に基づき、「困難な問題を抱える女性への支援のための施

策の実施に関する東京都基本計画」が策定された。

計画期間は令和6年度から令和10年度の5年間とされ、5つの基本目標が設定された。

1. 対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく包括的に提供
2. 本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心とした支援の実施
3. 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化
4. 困難な課題を抱える若年女性への支援を総合的に推進
5. 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化と民間団体や関係機関との円滑な連携・協働の推進

○令和6（2024）年10月に、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」が公布され、令和7（2025）年4月1日に施行された。

あわせて、令和7年3月に、カスタマー・ハラスメント防止のための各団体共通マニュアル（業界マニュアル作成のための手引）が公表され、自治体や業界団体におけるマニュアルの共通事項や策定上のポイントが示された。

4 東京都男女平等参画推進総合計画 計画の体系

ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進

- 1 生活と仕事を両立し活躍できる環境づくり
 - (1) 柔軟な働き方の普及・定着促進
 - (2) 雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進
 - (3) 女性の就業継続やキャリア形成
- 2 妊娠・出産・子育てに対する支援
- 3 介護に対する支援
- 4 職場や就職活動におけるハラスメントの防止
- 5 起業等を目指す女性に対する支援
- 6 育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援
- 7 生涯を通じた男女の健康支援

男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ

- 1 生活と仕事における意識改革
 - (1) 「働く」の意識改革
 - (2) 男性の家事・育児参画に向けた意識改革
 - (3) 男女平等参画に向けた意識改革
 - (4) 社会制度・慣行の見直し
- 2 教育・学習の充実
 - (1) 学校での男女平等
 - (2) 若者のキャリア教育の推進
 - (3) 多様な学習・研修機会等の提供
- 3 あらゆる分野における女性の参画拡大
 - (1) 政治・行政等分野
 - (2) 防災・復興分野
 - (3) 地域活動

多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

- 1 ひとり親家庭への支援
- 2 高齢者への支援
- 3 若年層への支援
- 4 障害者への支援
- 5 性的少数者への支援

配偶者暴力をめぐる現状等

- 1 都・国の動き
- 2 計画の位置づけ

- 3 暴力のない社会の実現に向けて
- 4 計画の体系
- 5 配偶者暴力対策を進めるに当たっての中心的視点等

配偶者暴力対策

- 1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見
- 2 多様な相談体制の整備
- 3 安全な保護のための体制の整備
- 4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備
- 5 関係機関・団体等の連携の推進
- 6 人材育成の推進
- 7 二次被害防止と適切な苦情対応
- 8 調査研究の推進

男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策

- 1 性暴力被害者に対する支援
- 2 ストーカー被害者に対する支援
- 3 セクシュアル・ハラスメント等の防止
- 4 性・暴力表現等への対応

5 第5次男女共同参画基本計画 用語解説

用語	解説
ESG 投資	財務情報だけでなく、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)要素も考慮した投資のこと。
M字カーブ	<p>日本の女性の労働力人口比率(労働力率、労働参加率)又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。</p> <p>この背景には、結婚や出産を機に労働市場から退出し、子育てが一段落すると再び労働市場に参入する女性が多いということが考えられる。</p> <p>なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国でみられるような台形に近づきつつある。</p>
エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。
家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
クオータ制 (割当制)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ゴール・アンド・タイムテーブル方式	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、達成すべき一定目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力すること。本計画における「成果目標」の設定も「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」の一つである。
「JKビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの18歳に満たない者を雇い、表向きには性的なサービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。
ジェンダー	<p>「社会的・文化的に形成された性別」のこと。</p> <p>人間には生まれついての生物学的性別(セックス／sex)がある。</p> <p>一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。</p> <p>「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。</p>
ジェンダー統計	男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

ジェンダー主流化	あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。
ジェンダー予算	<p>政策策定、予算編成、執行、決算、評価など予算の全過程に男女共同参画の視点を反映し、男女共同参画を促進するようにしていくこと。</p> <p>男女共同参画社会の形成に影響を与える全ての施策が対象となり得る。</p> <p>「ジェンダー予算」に定まった手法は確立されておらず、各国で多様な取組が行われている。</p>
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（持続可能な開発目標：SDGs）	<p>平成 27(2015) 年 9 月に国連で採択された、平成 28(2016) 年から令和 12(2030) 年までの国際目標。</p> <p>「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標 (Sustainable Development Goals : SDGs) を設定。</p> <p>ゴール 5 ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。</p>
指導的地位	<p>「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標（「2020 年 30%」の目標）のフォローアップについての意見」（平成 19 年 2 月 14 日男女共同参画会議決定）においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）の算出方法等を踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。</p>
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	<p>昭和 54 年（1979 年）に国連総会で我が国を含む 130 か国の賛成によって採択され、昭和 56 年（1981 年）に発効。我が国は昭和 60 年（1985 年）に批准。</p> <p>女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。</p> <p>なお、同条約第 1 条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。</p>

性的指向・性自認（性同一性）	<p>性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。</p> <p>性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念である。</p> <p>性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。</p> <p>なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもある。</p>
積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	<p>男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう（男女共同参画社会基本法第2条第2号）。</p> <p>また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。</p> <p>男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要となる。</p>
仙台防災枠組 2015-2030	<p>2015年3月に仙台で開催された第3回国連防災世界会議において採択された新たな国際的な防災の枠組。</p> <p>正式名称は、「Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030」。</p> <p>2005年の第2回国連防災世界会議において採択された兵庫行動枠組の後継となる枠組。</p> <p>事前の防災投資、「より良い復興（Build Back Better）」、多様な主体の参画によるガバナンス、人間中心の予防的アプローチ、女性のリーダーシップの重要性等、日本が重視する点が盛り込まれた。</p>
Society 5.0	<p>狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日閣議決定）において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。</p> <p>サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。</p>

ダイバーシティ	「多様性」のこと。 性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
ブロッキング	インターネットにアクセスするためのサービスを提供しているインターネット接続業者（ISP）等において、通信当事者の同意を得ることなく、特定のサイト又はウェブページへのアクセスを遮断することにより、その閲覧を防止する措置の一つ。
見える化	関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のこと。
無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。 定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。 URL: https://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいう。
ロコモティブシンдро́м (運動器症候群)	運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態のこと。 ロコモティブシンдро́мの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることができると期待できる。

独立行政法人男女共同参画機構法の成立について

内閣府男女共同参画局総務課

第217回通常国会において審議された独立行政法人男女共同参画機構法案及び同法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について、令和7年6月20日に成立、同月27日に公布されました。

法律の概要

男女共同参画社会基本法の施行から25年、我が国の男女共同参画の現状をみると、あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画、女性の経済的自立、若者や女性に選ばれる地域づくり等、なお一層の努力が必要とされています。

こうした現状に鑑み、国の実施体制を強化するため、現在の独立行政法人国立女性教育会館（NWEC）を機能強化することで、男女共同参画に関する施策を総合的に行う「ナショナルセンター」として、独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）を新設すること等を内容とする独立行政法人男女共同参画機構法（令和7年法律第79号。以下「機構法」という。）¹が令和7年6月20日に成立、27日に公布されました。

機構法に基づき、令和8年4月1日に設立される機構には、「センター・オブ・センターズ」としての機能が付与されます。全国の男女共同参画センターが地域の男女共同参画における諸課題の把握・解決に向けて一層の取組が行えるよう、機構が全国の男女共同参画センターを強力にバックアップすることで、女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくりを後押ししてまいります。



国立女性教育会館（NWEC）の外観

機構の業務内容

機構の主な業務については次のとおりです。

①広報・啓発活動

男女共同参画社会の形成に関する国民の理解を深めるための広報・啓発活動を行います。

②ネットワーク形成支援

地域の実情に応じて男女共同参画社会の形成を促進していくため、男女共同参画センターを拠点としたネットワーク形成を支援します。

③研修

施設設置型法人とせず、全国各地におけるアウトリーチ型研修や、オンラインでの研修、研修・教育プログラムの提供などを行います。

④専門的な調査及び研究

各地の男女共同参画センターが把握する地域の男女共同参画に関する課題等の把握・分析を行うとともに、データベースを構築します。

⑤情報及び資料の収集、整理及び提供

地域における男女共同参画社会の形成の促進に係る取組の好事例等の収集・提供、各地域の男女共同参画に関する課題等の情報の整理・提供を行います。

⑥各地の男女共同参画センター等に対する助言

各地の男女共同参画センターにおける個別事業の実施方法や、関係機関との連携方法など、①～⑤の業務に関するアドバイスを行います。

男女共同参画センターの法的位置付け

機構法とあわせて、男女共同参画社会基本法が一部改正され、改正後の第18条において、男女共同参画センターが、「関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点」として法的に位置づけられました²。そして、地方公共団体は、その機能を担う体制を、単独又は共同で確保するように努めることとされています。

1 (機構法概要リンク)

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/index.html>

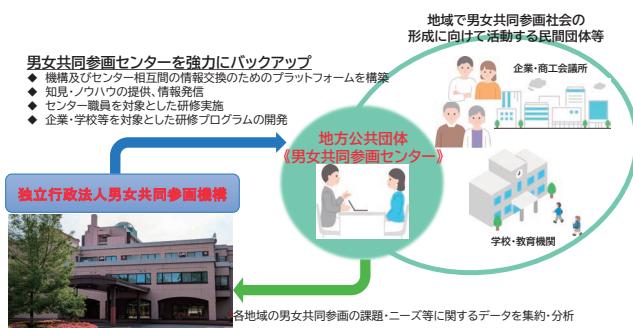
2 (整備法概要リンク)

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/wg-nwec/index.html>

同条の規定は地方公共団体の努力義務とされていますが、その機能を十分に果たすことが可能であれば、必ずしも、センター単独の施設が必要というものではなく、既存の施設にセンターの名称・機能を付与することも考えられます。また、単独の市町村において、やむを得ずセンターの事業の一部又は全部の実施が難しい場合、近隣の市町村とのセンターの共同設置や近隣の市町村と役割分担して事業を行うことなども、条文上想定されています。

また、機構は、「ナショナルセンター」として、国、地方公共団体、民間団体その他の関係者と連携し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進のための中核的な機関として積極的な役割を果たすものとされる（改正後の第10条の2）とともに、男女共同参画センターとしての機能を担う者は、業務を行うにあたっては、機構と密接に連携するよう努めることとされています（改正後の第18条第3項）。

機構の強力な支援を受けた男女共同参画センターが、地域における様々な関係機関・団体（経済団体、学校、自治会・町内会、NPO等）と連携・協働していくことで、男性も女性も、職場、家庭生活、地域その他のあらゆる場面で活躍できるような環境整備を図っていきます。



機構と男女共同参画センターの関係イメージ

「連携及び協働の拠点」とは

全国各地における男女共同参画社会の形成を着実に促進するためには、男女共同参画施策の方向性を定める国、地域の男女共同参画施策を策定する地方公共団体、地域において男女共同参画社会の形成の促進に資する活動を行っている各種団体（女性団体、NPO、福祉、教育、防災等の関係機関、地域コミュニティ（自治会、消防団等）など）が相互に連携・協働し、情報交換等を行いながら、地域の男女共同参画社会の形成の促進に係る個別の課題及びニーズへの対応を進めていくことが必要です。

男女共同参画センターが、こうした連携と協働の拠点として機能している例として、山形県男女共同参画センター「チェリア」があります。

「チェリア」は、2001年、山形県における男女共同参画社

会の形成促進のための拠点として、県条例にもとづき設立されました。

「チェリア」の主な事業は、団体活動支援・交流事業、相談事業、地域連携強化事業、男性の意識啓発事業等があり、中でも、女性の人材育成事業の「チェリア塾」は好評で、修了生は延べ500名を超えています。

起業や地域において男女共同参画を推進するキーパーソンを育成する目的の「チェリア塾」には、基本コース、実践コース、専門コースがあり、それぞれ段階を踏んで学ぶことができ、男女共同参画を学びたい、またはその推進に向けて活動したい女性を対象としています。



「チェリア塾」専門コースの様子

また、「チェリア塾」修了生の交流と情報交換の場も設けられており、修了生は、このようなネットワークも活用して、県内の企業、団体・グループ、地域コミュニティ、自治体、教育機関等でリーダーシップを発揮して活躍し、関係者相互間との連携と協働を実現しています。

「チェリア」は、この活動を県内全域に広げ、すべての県民が住みやすい男女共同参画社会の実現につなげていくことを目指しています。



「チェリア」の入る生涯学習センター「遊学館」の外観

女性の起業支援

男女共同参画センターに求められる役割の一つとして、今年6月に決定された「女性版骨太の方針2025」³においては、

3 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(女性版骨太の方針)」(令和7年6月10日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定) (https://www.gender.go.jp/policy/sokushin/pdf/sokushin/jyutent2025_honbun.pdf)

女性がアクセスしやすい全国各地の男女共同参画センター等をサポートの拠点として女性の起業の裾野拡大等を図るという考え方方が示されました。そのような取組を行っている例として川崎市男女共同参画センター「すくらむ21」があります。

「すくらむ21」は1999年に開館し、2001年に制定された「男女平等かわさき条例」に基づき、男女平等施策を推進する拠点施設と位置付けられています。性別にかかわりなく男女があらゆる分野で持てる力を発揮できる男女共同参画を推進する活動拠点として、男女共同参画の視点から、講座・研修・イベント事業、相談・居場所事業、情報収集・提供事業、広報事業、調査研究事業、連携・ネットワーク事業の事業に取り組んでいます。



「すくらむ21」の外観

近年では、女性の経済的自立における問題に意識を向け、女性起業家支援の講座や相談事業等を行っています。具体的には、川崎市産業振興財団、川崎市信用保証協会、日本政策金融公庫の協力を得て起業家向け無料相談やSNS活用セミナー、法律講座等を開催し、起業するためのノウハウや情報等を提供しています。現在、就業中の方でも参加しやすいよう、平日昼間開催のみではなく、平日夜間や土日開催という工夫もされています。

また、女性起業家交流会も開かれており、創業後にぶつかる壁や打開策等、直接意見交換ができる場もあり、起業当初の不安や悩みの解決に繋がるよう、ネットワークづくりにも力を入れています。

なお、川崎市では、代表者が「女性」「若者（30歳未満）」「シニア（50歳以上）」のいずれかであり、開業する、又は開業後5年未満の中小企業者等を対象とする融資制度も設けられており、女性の経済的自立における課題の解決に向けて更なる施策を講じています。



起業プラン作成支援講座の様子

設置及び運営に関するガイドライン

これまで男女共同参画センターは各地方公共団体の判断により設置され、その業務内容や運営形態も各地方公共団体により様々な様態がありました。他方、今般の法改正により、地域における男女共同参画施策を推進するための拠点として法的に位置づけられたことを踏まえ、国として、各地域における行政や民間団体等による自由な活動を制約しないことに配慮しつつ、今後求められるセンターの在り方や、それを目指した機能強化の具体的な方法等を示すべく、男女共同参画センターの設置及び運営に関するガイドラインを策定していきます。

既に、内閣府に設置された「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成検討ワーキング・グループ」において提言をいただいており、それをもとに今後内閣府において、求められる男女共同参画センターの在り方や機能強化の具体的な方法を示し、実践的かつ柔軟に活用できるガイドラインの策定を行います。

そのため、ガイドラインは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、センターにおける業務及び運営に関し、多くの地域において参考となる事項や一般的に留意すべき点について記載し、地方公共団体の手引きとなるよう作成していきます。

また、機構及び全国の男女共同参画センター相互間で必要な知見及びノウハウを共有するための情報プラットフォームを構築し、必要なデータや情報の見える化等も行っていきたいと考えています。

全国の男女共同参画センターが主体となって、各地の男女共同参画における様々な課題及びニーズを把握し、施策を講じていくことで、性別にかかわりなく誰もがその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現が可能になると考えます。そのためにも、機構による全国の男女共同参画センター等への支援を充実させていきます。

第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方(素案)を取りまとめました

内閣府男女共同参画局推進課

第6次男女共同参画基本計画(以下「6次計画」という。)の策定に向けた「基本的な考え方」についての内閣総理大臣からの諮問(令和6年12月13日)に応じ、その取りまとめに向け、第6次基本計画策定専門調査会(以下「専門調査会」という。)の下に3つのワーキング・グループを設置して詳細な検討を行い、その結果を専門調査会に報告しました。

その後、専門調査会にて議論を行い、第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)(以下「基本的な考え方(素案)」という。)を取りまとめました。

【1】基本的な考え方(素案)のポイント

基本的な考え方(素案)では、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現につながるよう、男女共同参画社会の取組を進めるという考え方の下、改正女性活躍推進法に基づく情報公表の取組の充実、各種ハラスメント対策の強化、仕事

と健康課題の両立支援、テクノロジーの進展と利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進、能登半島地震等を踏まえた災害対応への男女共同参画の視点の導入、地域における男女共同参画の取組などを強化しながら取り組むこととしています。

6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項

- 性別にかかわらず全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。
その基盤として、両立支援(育児、介護、健康、学び等)、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上、ハラスメント対策及びリ・スキリングの促進。
- 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性の参画を一層加速するため、「30%目標」の達成と、その先の、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会に向け、国際的水準も意識しつつ、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。
- 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性にも選ばれる地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の待遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。
- テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえ、テクノロジー関係施策のジェンダー主流化と男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進を車の両輪として進め、ジェンダード・イノベーションを推進するとともに、テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。
- 性犯罪・性暴力や配偶者等への暴力等の多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実に取り組む必要。
- 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援に取り組む必要。
- 大規模災害での男女共同参画の視点の浸透の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。
- 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不斷に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある我が国社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

【2】基本的な考え方（素案）の構成

基本的な考え方（素案）は、【1】基本的な考え方（素案）のポイントをもとに、「第1部 基本的な方針」と「第2部 政策編」で構成しています。

「第1部 基本的な方針」は、男女共同参画基本計画の目指すべき社会や、社会情勢の現状、予想される環境変化、6次計画における基本的な視点と取り組むべき事項（前頁参照）等を整理しています。

「第2部 政策編」は、基本的な視点と取り組むべき事項を踏まえ、2つの政策領域（「I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現」、「II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」）に加え、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための「III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化」で構成しています。

基本的な考え方（素案）の構成

第1部 基本的な方針

第2部 政策編

I 男女共同参画の推進による多様な幸せ（well-being）の実現

- 第1分野 ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現
- 第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第3分野 女性の所得向上と経済的自立の実現
- 第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援
- 第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進
- 第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実
- 第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

- 第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進
- 第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

III 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

【3】今後のスケジュール

6次計画については、取りまとめた「基本的な考え方」（素案）に対する公聴会やパブリックコメントでの意見募集を行い、秋頃の「基本的な考え方」の答申等を経て、12月の閣議決定を目指して検討を進めていきます。

パブリックコメントは、下記のとおり、開催しますので、皆様のご意見をお寄せください。

また、専門調査会での議論の状況は、内閣府男女共同参画局HPに掲載しておりますので、あわせて、ご覧ください。

「第6次基本計画策定専門調査会」の開催状況については、こちらをご覧ください。

URL <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/6th/list.html>



パブリックコメント

・「基本的な考え方（素案）」について、令和7年8月26日（火）から令和7年9月15日（月）まで、国民の皆様のご意見を募集します。

・意見の提出方法及び提出先等は、こちらをご覧ください

URL <https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/6th/ikenboshu.html>

